国土交通省からの第1次回答

管理番	提案事項	h., = 14 +		1515-1 4 55		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
109	都市計画の軽易な変更の 見直し	都市計画法施行令第14 条第1項第2号中/法第1 条第3項原第3項原第3項[於1 法第19条第3項原第3項原第3項 第13条の2の条文(表述) 期第13条の2の条文(表述) 見追加決立 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述 記述	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。本市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画変更とした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費性人の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。(参考)の変更 条の縦覧から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更)都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間軽易な変更(名称の変更以外)案の縦覧から決定告示まで約4週間軽易な変更(名称の変更以外)案の縦覧から決定告示まで約4週間軽易な変更(名称の変更以外)案の縦覧から決定告示まで約4週間軽易な変更(名称の変更以外)	条第3項 都市計画法施行令 第14条		国土交通省	二本松市		都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたところ。軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置	【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。 【実例(予定含む)】 1 都市高速鉄道 1 積減国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m,中心線の振れは100m未満(変更)(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m,中心線の振れは100m未満(空間、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	都市計画法第19条 第3項、第87条の 2、都市計画法施 行令第14条、施 計画法施行規則第		国土交通省	横浜市	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が衛市計画を変更する際には国へ同意付き協議が不要とされている経易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付き協議を行っているところ。軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
60	一部が一般国道または都 道府県道になっている市 1 町村道にかかる都市計画 決定権限の市町村への移 譲	都市計画法域の共産・ ・ 大学・ ・ 大学・ ・ ・ 大学・ ・ 大学・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を含んでいるため国内息を多りる道法ととなった。 【懸念に対する方策等】 権限移譲により市町村と都道府県の都市計画に不整合が生じるのではない。 かしい5階をについては、西美限では従来なば様報な始が関係も、改善な問	都市計画法施行令 (昭和44年政令第 158号)第9条第2 項第1号イ	別紙あり。 「経済財本方針〜脱 デフレ・経済再生〜 一、「中成25年6月 14日閣議決定)と 関連あり。	国土交通省	函館市	C 対応不可	一本の道路で都道府県道及び市町村道が複合するなどの場合には、都市計画生产権者が乱立することを防ぐ観点及び路線全体の都市計画上の性質に選みて、以上位の道路について決定権を有する都道府県が定めることが適切であり、一般国道及び都道府県道については、一の市町村の区域を超える広域的なネットワークを形成する施設であることから、一般国道工は都道府県道に関する都市計画は都道府県が定めることとされているところ。また、都道府県が定めた都市計画の一部を市町村が変更することは認められない。
66	開発許可の技術的細目に 5関して定める条例の自由 度の拡大	設置については、都市計い 両法施行令第25条におい 可開発区域の規模に応じ 支援が定められ規模に応じ が、全国で一律的な設断 基準であってを外 が、全国で が、全国で を が、全国で を が、全国で を が、全国で を が、会国 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	公園については、都市計画法施行令25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を03ヘクタール以上と規定されていることによって、本市では03ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。 【制度改正の必要性】 開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのソールとして条例を活用することが可能となる。	部市計画法施行节第29条の2		国土交通省	川崎市	C 対応不可	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。

管理番	提案事項				各府省からの第1次回答				
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
278	都市公園の駐車場への太 陽光発電施設の設置基準 緩和		【制度改正の必要性等】本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。都市公園には、広く、太陽光の連蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。			国土交通省	埼玉県	D 現行規定 により対応可 能	都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合は、当該施設は都市公園の効用を全うするものであることから、都市公園法施行令第15条7項の管理施設として設置することが可能である。太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の31規定する占用物件に該当するところ、通常、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は駐車場の屋根として設置することとなり、この場合には、現行法制上設置可能である。以上から、太陽電池発電施設は現行法制上設置可能であるが、決勝電池発電施設は現行法制上設置可能であるが、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。
339		都市公園法施行令第十四条第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについ、第十二号に掲げるものについ、第十二条第十号に大力公共のについては、地方公共同間に改める等、法律が条例で定める10年以内の期間を発している。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地線団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等同辺住民の利用機度が特にあるいる間でいて、より地経団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める動件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により解で関係で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により解ではまないおそれがある。 【制度改正の効果】改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10世以内の地域であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。 【制度改正の効果】改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10元といるがされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10元といるがもれた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10元といるがされた場合、多様な施設や構造物に対し、知用方法や利用者の実情を把握しておいてはなく、公園の利用者と相対に対していていても対している。といこの制度は、おきる地方の特色や表別活用が促進されるものと考える。。	都市公園法施行令第十四条第三号	都市公園にかかる 占有期間の設いて 必要性、支障事 例、制度改正の効 果)	国土交通省	北上市	C 対応不可	「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての標識及び偏蓄倉庫を解されるところ、同法施行令第14条第1号により、占用期間は最長10年とされている。また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての高地設としての場所の場合。と答されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。なお、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」「政令で定める技術的基準に適合しているか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。また、都市公園長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
	水素ステーションの設置に 係る高圧ガス保安法令等 の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法規連法令、建築基準法規法令を改正し、水源ステーションの設計を計画(アロいな5年6月1動職議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基準かいに規制を緩和すること。	ストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は 平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か	高圧ガス保安法一 般高圧ガス保安規 リ(一般則)第7条 の3	別紙8あり	経済産業省 国土交通(消防 庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向けた支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日間議決定)」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次等措置を指しることとしている。なお、「欧米に比べ、数置コストが50-6倍となっており」との指摘については、比較の根拠を把握できていないが、水素供給能力を340㎡に揃えた場合の工事費を除く構成機器について、日本2.8億円に対し、欧州1.3億円との試質例(「水素、燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。
385	応急仮設住宅の入居期間 の延長	は2年間となっているが、 被災地域の実情に応じて	入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備は進められているが、期限まで	災害救助法第4条 災害救助法による 救助の程度、方法 及び期間並近等2 条第1項第2号のト 建築基準法第85条	記事添付	内閣府、	九州地方知事会	C 対応不可	災害教助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壌等した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営性宅の建設等に要する期間等を考慮し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物、特定行政庁の許可を受けて最長2年の月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の機与期間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えて場合には、建築基準法と、当該期間のに補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。 また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要があるが、その特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定された場合は1年を超えない期間でとに延長を寄るととが可能となっているのであり、同法は災害の被害者の規模によりその指定の可念とが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可念とが可能となっているのであり、同法は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
4		県が管理している二級河 川の河川整備基本方針及 び河川整備計画について は、東古を通力大臣の同意 であるとさ れているが、この協議をを廃 止することにより、円滑な 事務手続の進行を図る。	【現状】 一級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第3項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第3項)で担任これで策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的別見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の自主性を阻害するものである。 県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多(存在しまた事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務において、現在のところ1水系あたり3~4ヶ月程度の審査期間を要しているまいては、現在のところ1水系あたり3~4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したものもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域の二一ズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。	河川法 第79条第2項1号		国土交通省	愛知県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備法事の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。
32:	土交通大臣への同意制度 の見直し	基本方針たび河川整備計画の策定については、県権所が河川管理者としては、原権限、責任により策に国土政・政・東に国土政・大臣・ファットのであるため、東に国土政・イルに要する。中国では、期間を要することなど、地域のニーズにとなる、地域のニーズにとなる、地域のニーズにとなる、連な対応が可能となる、現立をな対応が可能となる。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震・津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の川撃艦基本方針等の策定。変更が必須となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業について県が自主的に策定・変更できるよう見直したが効果的であり、河川事業について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要望するものである。 【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年44月を要した。 【悪念の解消策】甲成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的パランスの確保については、一級河川についてこれまで送おりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	河川法第79条		国土交通省	大分県·佐賀 - 大分県·佐賀 - 東宮崎県・沖縄 - 県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国パランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国大交通大臣の同意は必要である。なお、本件は、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
860	一の都道府県で完結する 二級河川の水利使用手続 円がための国の同意 の廃止	一の都道府県で完結する 二級河川の水利権の更新 (軽微な変更を含む。)に おける国の同意を廃止す る。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議に同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で外別権の更新に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で外別権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。現の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したものもの、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2 項第4号		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、錯綜する複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するため、必要である。これは、一つの都道府県で完結する二級河川であって、公共の利害に重大な影響を与える特定水利使用に係る同意については、一定の判断のもと全国的に統一された許可がなされるよう国への手続を求めるものであることから、本要望については応じられない。国においては、協議に対し迅速に対応しているところであるが、適正な処分を確保するため調整に時間を要す場合もある。なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ていると承知している。
360	指定区間内の一級河川に 係る河川現況台帳を調製 する事務・権限の移譲	一級河川の管理は、河川 法第9条第2項の規定に交 場所を開大は国内はを り,指定に特定区間内は起 近方県、知事が行うに現現は、 通方に、知事が河川は、同 域の間令を での間令を が河川ない。 でのでいるで、 でのでは、 でいたが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でいが、 でい	【支障事例】 国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 このため、住民間い合わせがあった際には河川現況台帳と住宅地図を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【制度改正による効果】 実際に管理による効果】 実際に管理による効果】 実際に管理による効果】 実際に管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果) 法律上の河川管理者(国と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることの、形式のでは、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を実たすことはないと考える。 果境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳の調製者(報道所とがいとの影念については、都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。 一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については、都道府県が調製した河川現況台帳を調製するが異なることで、河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考える。	河川法施行令第2 条第1項		国土交通省	茨城県	C 対応不可	指定区間内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管については、指定区間内も含め、当然に国が行うべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間であっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて頻能であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区間に係る台帳と、指定区間外に係る台帳が分離するため、情報の一覧性の確保にも支障が生じる。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
44	道路占用許可基準の緩和 (道の駅への充電インフラ 整備の許可)	充電器の道路占用許可の 基準を緩和し、道の駅へ の次世代自動車用充電器 の積極的な導入促進を図 る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設、駐車場トイレなど)に、地域振興施設、物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設(付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は遺路合理となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)が適用されている。 【支障事例] 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の解判策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	道路法第33条第1 項 (道路の占用の許		国土交通省	岐阜県	D 現行規定 により対応可 能	1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。 2. 今回、占用許可基準の一つである「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合」(無余地性の要件)について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、諸般の事情を考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下クラと設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラを設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラを設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラを設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、ご道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があると言える。
7.	公営住宅における寡婦 (夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準年及び 家賃決定基準となる所は、 の算算定基準となる所は、 所得ないる。 に非婚の父に、対してはれる。 に非婚の父に、対して、 に非婚の父に、対して、 に非婚の父に、対して、 に非婚の父に、対して、 はい、この決定定な、 大郎にのため、 大郎にのため、 大郎にのため、 大郎になる。 にはれる。 にはれる。 にはれる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。 [懸念の解消策] 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、 「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても理除が受けられるよう、公営住宅は始らや電、後等以名が取り、適用な名し当後の判断で、 の労性をは始めたの場合で、	公営住宅法第16 条、第28条 公営住宅法施行令 第1条第3号、第8条		国土交通省	松山市	C 対応不可	公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便益に応じて補正し、決定される。公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて当出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、同様に所得税法の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
743	公営住宅の明渡し請求に 係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。【制度改正とよる効果】基準額を258.00円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡を請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居後機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29 条		国土交通省	豊田市	C 対応不可	既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任されて当該基準が引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡を請求されることとなると、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的から、当該既存入居者にとっては大変厳しい取扱いとなってしまうものと考えられる。また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第20条は借地借家法とは別個の明渡請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解されることができるとすると、もはや明波請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということはできず、他世借家法が適田されなければ、賃借人(公営住宅入居者)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約と信地借家法が適用される「場合、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不平等であると考えられる。借地借家法が適用される「場合、同法第28条に規定される「正当の事由」が認められない限り、高額所得者に対し明渡請求を行うことはできず、明渡請求がより困難になることが予想される。そうなると、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住生を賃貸するという、公営住宅法の趣旨・目的をかえって阻害しかねないこととなる。
822	公営住宅の目的外使用の 制限の緩和	等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業について	【改正内容·効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事 業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告			国土交通省、厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京府、徳島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成年8月30日建設省住宅局長通加において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。公営住宅制度の邀旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」に住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
21	,備蓄(防災)倉庫の建築確 認申請の不要化	避難場所等に専ら防災の ための備蓄(防災)倉庫の 用途に供する際に、建築確 認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する場合が多くみられる。 【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(一具体的な支障事例は別紙のとおり)なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築をする場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。 【解消策】 ついては、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要、不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。	建築基準法第6条	別紙あり	国土交通省	全国市長会	C 対応不可	建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築確認により、個々の建築計画の関係規定への適合性を審査し、建築物の安全性等を担保している。ただし、防火・準防火地域外において建築物を増築・改築・移転する場合で、その床面積の合計が10㎡以内の場合には、建築確認を不要としている。これは、国民の生命等の保護に直触する建築物の安全性等については、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既に安全性等の確認がされている既存の建築物とからをは、対したが、地震・火災等による重大な被害が発生するおされは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域外においては、所列として建築確認を不要としたものである。このため、新葉する場合については、小規模であつても、どのような建築物が建築されるか予測できず、周囲への影響の程度や地震・火災等による重大な被害が発生するおされは比較的小さいことから、建築主の負担等を考慮し、防火地域・準防火地域外においては、決し、防火地域やあっても、どのような建築物が建築する可能性が限定されないため、建築確認を不要としたものである。このため、新葉する場合については、小規模であっても、どのような建築物が建築する可能性が最近ないては、違反が発生した場合に市街地大火等の重大な被害が発生する可能性があるため、新紫・増築等の別や規模にかかわらず、建築確認とはり特に建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認と不要とすることは困難である。なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障事例については、10㎡程度の小規模な建築物に適用する支債を保証といるため、建築主の建築確認の申請に要なの、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障を発生の建築確認の申請に要なる。なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する支障を発生の建築を対し、10㎡程度の小規模な建築物に適用する支債を表しているため、建築生の建築確認の申請に要なる。100円はは、他の建築物の場合と比べ少なく、確認手数料についても、地方公共団体の判断により減免が可能である。
21	3 用途地域等内の建築物の 制限緩和	地方公共団体が設置する 備蓄(防災)倉庫につい て、建築基準第48条関 係の別表第二に掲げる施 設。または同法施行令第 30条の4第1項第2号に掲 ける施設のいずれかに盛 り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。一具体的な状況は別継のとおり、 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。 【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。	条、建築基準法施 行令第130条の4	別紙あり	国土交通省	全国市長会	D 現行規定 により対応可能	一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると判断されているところ。この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議(JCBA)が編集した「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」においても示されているところである。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
515		建設業許可の事務の内、 営業所が複数都道府県に 跨る業者に係る国土を都道所 大兵知事移権限牙行の 道府県知事の事務権限 希望する政令市等の の移譲を含む)	【支障事例】 建設業に係る許可権限については、建設業法第3条第1項により営業所が複数の都道府県に跨るか否かで国土交通大臣と都道府県知事の権限が区分され、経営事項審査の審査権限についても、同法第27条の26第1項・第2項により許可をした大臣又は知事とされているが、当該申請書類等の提出は第一号法定受託事務とされ(同法第44条の5)、知事を経由することとされているに同法第44条の6)、知事を経由することとされているに武策4年4条の6)、知事を経由することとされているに対策がある大臣許可業者が基準計可の取得や決算、役員の変更等の同出を行おうとする場合、必ず本県を経由して、関東地方整備局/埼玉県)に提出しなければならず、その分処理期間がとでいる。同様に、権限移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、「経験業者の利便性を向上させるものである。「日禄に進収移譲を希望する政令市等に対して当該権限を移譲することは、「経験業者の利便性を向上させるものである。」許可権限に付随して、同法に基く報告・検査(法第31条)及び指導(法第41条)・監督(法第28条等)の権限も移譲されるとした場合、現在力、臣許可等の権限を持つことになると推定する。この際、現大臣許可を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府集に主た名営業所を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府集に工た名営業所を設置している建設業者は、本店所在地以外に、他都道府集に工た名営業所を設置している建設業者は、本店所在地以外に、他都道府集によった名営業所を受けている建設業者は、本店所在地以外に、他都道府集に工作名営業所を受けている建設業者は、本店所を地外に、一般を通常を表している。	建設業法第3条等		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の建設業法では、二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は、国土交通大臣が許可・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等については、最終的には新可の取消に至るものであり、許可権限して問却して行われるものであることから、その実効性が確保されるよう、原則として許可と同一の主体が行うこととしている。これにより、複数のりに許可・監督等に関する事務を行うことによって、事業活動の公甲性の確保と広域にわたる円滑な事業所を設け、近域的に事業を展開する事者については、国と交通大臣が統の的に許可・監督等に関する事務を行うことによって、事業活動の公甲性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を保障しているととは、効果中が、機力の変更をある。提案者指摘の通り、許可権限を移譲するためには、報告・検査、監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、本店所在地の都道府県和事が性の都道府県におり者の報道府県における建設業者の事業活動、ひいては他の都道府県和事の監督処分により他の都道府県における公共工事を含む建設工事の施工が学管を受けることとなること、「営業所所在地を管轄する各都道府県知事がそれぞれの都道府県の区域内における監督の分権限を有することとした場合、建設業者が全国的に不正行急を行ったケースなどにおいて、各都道府県において教生のある処分が定されず公平性を欠くこと、又は統一のなる処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上極めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たて混乱が生じることから、どちらの場合も計可権限及び、れた財団とでは、機関の移域に適当ではない。さらに、局地的に発生する事業に関し、広城的に活動に対して、復旧復興工事に係る法や通中の厳密の権限を有るを設定を持つためには、国が監督等の機能を介える。例れば、東日復興工事に係る法や通行の機能を介え、東中的な監督等の事務を適切に行うことができず、契約・取引の適正化や建設工事の品質、東午政を所掌する国土交通名として看過することはできない。したがって、建設業の許可及び報告・検査、監督等の権限を都道府県に移譲した場合、このような集中的な監督等の事務を適切に下ることでできず、契約・取引の適宜には登場である。最初は表記を所掌する国土交通名として看過することはできない。
516	事務所が複数都道府県に 跨る業者に係る宅地建物 取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数名 適府県に適分電子書作務権 国土交通国土交通に係権限 を都道府県が開業の事務を 現行の都道留、事務を 現行の都道望する政令市 等の長への移譲を含む)	【支障事例】 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する場合は国土交通大臣の免許を受けなければならない。国土交通 大臣の免許の申請は、本店所在也の都道府県を起して、所管の地方整備 局に提出することとなっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間が延びる原因となっているが、審査等の重複が生じており、免許までの期間を移譲されるとした場合、現在の国土交通大臣免許業者のうち、都道府県の区域内に本店のある業者に対して都道府県が免許等の権限を持つことになると推定する。現在、免許の基準については宅建業法に定められているが、事務所の定義等が淡然としており、その運用にあたっては各都道府県において違いが生じている。同一都道府県内の事務所であるにもかかわらず免許した都道府県によって大きな差が生じないように具体的な基準に必要であると考えが、また、大きな差が生じないように具体的な基準が必要であると考えるまた、理国上交通大臣免許を受けている宅建業者は、本店所在地以外に、他畜権院県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままで検査・また、海道府県に従たる事務所を設置している場合が多く、現行の制度のままで検査・等を行わなければならず、実態に合わないと考える。【懸念の解消策】よって、移譲にあたっては、検査権等の行使については、免許をした都道府県知事が全国の事務所の検査・等を行わなければならず、実態に合わないと考える。	宅地建物取引業法 第5条等		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	現行の宅地建物取引業法では、二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は、国土交通大臣が免許・監督等を行うこととされている。また、報告・検査・監督等については、最終的には免許の取消に至るものであり、免許権限で付随して行われるものであることから、大色実効性が保全されるよう、原則として免許を目からまって、事業活動の公平性の確保となるよう、原則として免許を目からまって、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を保障しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。大臣が統一のに免許・監督等に関する事務を行うことによって、事業活動の公平性の確保と広域にわたる円滑な事業活動を保障しているとともに、効率的・機動的な監督を実現している。根本者指摘の通り、免許権限を移譲するためには、報告・検査、監督等の権限も同時に移譲することが必要であるが、一本店所在地の都道府県知事が他の都道府県においても地建物取引業者の事業といる。ままの事業を受けることとなること・事務所所在地管轄する各部道府県知事がそれぞれの都道府県において、各部道府県知事が全のとなり、行政効率上接めて非効率的となり、機動的な処分をするために複雑な調整が必要となり、行政効率上接めて非効率的となり、機動的な必要をすることとした場合、ことが、行政効率上接めて非効率的となり、機動的な必要をすることが、行政が重と接めて非効率的となり、機動的、から、どちらかに複雑な調整が必要となり、行政効率上接めて非効率的となり、機動的から、とちらであったと、複雑な関整が必要となり、行政効率上接めて非効率的となり、機動的な監督を行うに当たったがには、国が監督等の権限をが追り業者の増加及び土地取引の増加に対方と、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、を記述の対し、表し、自然の対し、主がないの対し、表し、自然の対し、を記述の対し、主がないが、自然の対し、表し、自然の対し、主がないが、自然の対し、表し、自然の対し、表し、自然の対し、主がないが、自然の対し、対し、主がないが、自然の対し、対し、対し、自然の対し、自然の対し、主がないが、自然の対し、主がないが、自然の対し、自然のは、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然のは、自然の対し、自然のは、自然の対し、自然の対し、自然の対し、自然の

管理番	提案事項			In the case of the	11 (14	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
98	即要件の緩和	費国庫補助金の補助対象	【支障事例】 現行の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が奢しい過疎地域等で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が奢しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満となり、補助金額が減額される場合も多くなっている。これらの地域間幹級系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。 【制度の改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、都道府県の判断で、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改革の効果】 バス路線だけではなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実態に即した支援が可能となる。	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱第6 条1項1号別表4		国土交通省	岡山県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算 を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。
172		費国庫補助金について、 地方の実情に合わせたバ	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部化が続く中山間地のバス路線では特に押山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がり複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いため補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採収条件である甲均乗車率5人以上では、県内全28路線・、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。)【関係単和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採収条件である甲均乗車を5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。)	地域公共交通確保 維持改善事業費 助金交付要綱別表 4及び別表5		国土交通省	鳥取県、京都、大阪府、大阪府、徳島県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算 を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
336		地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系列で、地域間幹線系列で、地域間幹線で、地域間幹線で、地域ので、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域で	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象数とすることができないこととされている[地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という。)、別表6、ロ、①・②】が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。地域問幹線系統が無くなった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。地域問幹級系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持していかなければならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口ととて算定するのは不合理ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合についても、他の地域間交通ネットワーク(鉄軌道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、往前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定と要別別表了、5]に使えるよう見直していただきたい。(補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照)現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公氏共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域56.089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱別表		国土交通省	山武市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に国庫補助上限額を見直すことは不適当である。
343-	地域公共交通確保維持改 善事業における補助要件 の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改 養事業について、地域の 実情に応じた柔軟な活用 が可能となるよう、地域内 フィーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境 改善促進等事業の補助要 件について、緩和や弾力 的な運用を図ること。	【地域内フィーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人~150人/日などの要件を満たす「地域開幹線パス系統に技験することが要件で運制別表もの「シセッセンでしているが、本県の西間地域のように、鉄道はあっても地域間幹線パス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるパス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるパス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するパス路線の一層の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やパスに普及しているICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やパスに普及しているICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やパスに普及しているICカードの相互利用が始まったが、県内の地方鉄道やパスに普及しているICカードの相互利用が始まったが、場にあるにカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、基及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない、また、場入済みのICカードは、基及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない、まで、場別にある。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他・・・」の一ドは変していただきたい。	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要網別表 Gロ①、別表21		国土交通省	香川県	D 現行規定 により対応可 能	【地域内フィーダー系統補助】 接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道 等の地域間交通ネットワークと接続するフィーダー系統も補助対象としている。【要綱別表6口②】

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
343-	地域公共交通確保維持改 2 善事業における補助要件 の緩和や弾力的な運用	地域公共交通確保維持改 養事業について、地域の 実情に応じた柔軟な活用 が可能となるよう、地域内 フィーダー系統補助の補助対象級なり用 <u>環境</u> 要 登後促進等事業の補助 的な企業促進等事業の補助 的な運用を図ること。	[地域内フィーダー系統補助] 平成23年度に創設された「地域内フィーダー系統補助」において補助対象とされるフィーダー系統は、輸送量が15人~150人/日などの要件を満たす「地域間幹線パス系統」と接続することが要件(要綱別表6日①)となっているが、本県の西護地域のように、鉄道はあっても地域間幹線パス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象であるパス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に連用できるようにしていただきたい。そうすることにより、市町におけるパス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実により住民の利便性の向上に資するパス路線の一層の充実が図れる。 [利用環境改善促進等事業] 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードの相互用が始まったが、県内の地方鉄道やパスに普及しているICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICカードの共通化を図るために出来回回では、地方対にある。ICカードシステムは新規に導入されるものに限定されており活用ができない。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充についても制度の利用ができない状況に下る。「要細別表21(鉄道)・そのため、「ICカードシステム導入その他・・・」のからでは、第1次を成り上でいた。第2次をの地・・・」のからでは、1000円による人の移動の円第1次によりたとにより、カードが表にしていただきたい。そうすることにより、カードが自分にいた。1000円に対していただきたい。そうすることにより、カードが自分をいては、1000円に対していただきたい。そうすることにより、カードシステムの導入や高度化(共通化)に要する経費その他・・・」を示することにより、カードが自分に対していただきたい。	地域公共交通確保 維持改善事業別表 6口①、別表21		国土交通省	香川県		【利用環境改善促進等補助】 鉄軌道事業者におけるICカードシステムの導入は、利用者利便の向上に資 するものと考えている。このため、「地域公共交通確保維持改善事業(利用環 境の改善)」により、鉄軌道事業者が実施するICカードシステムの導入に対し で支援を行っている。 加えて、ICカードシステムの相互利用化・片利用化についても、「ICカードシ ステム導入その他ITシステム等の高度化・・・」(要綱別表21(鉄道))により、 補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。
43	地域公共交通確保維持改 5.善事業(国庫補助)関係の 補助要件の緩和	行回数3回以上」及び「1 日あたりの輸送量15~150 人」について、下限の3回		維持改善事業費補 助金交付要綱別表		国土交通省	神戸市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算 を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。

管理番	提案事項	b./ = W.m. = B.// / / ±		1515-1 6 45	- 4 (4++	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
842-1	地域公共交通確保維持改 善事業費補助金の補助要 件の緩和	実情を踏まえた基準(高齢 化率概ね50%超等)を加 える。 ・市町毎に人口等を基準 に国が算定する補助上限	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国プロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安生性や路線維持の観点から必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	維持改善事業費補 助金交付要綱別表 4のホ、別表6の口 ②(1)(及び二)、表	平成25年度バス運 行対策費補助対象	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは 不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現 困難である。
842-2	地域公共交通確保維持改 善事業費補助金の補助要 件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】・輸送量率作5人/日以上を10人/日以上に緩和する。 6. 個別 (1) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄 軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担 う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択され ない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大 きいものとなっている。		平成25年度バス運 行対策費補助対象	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは 不適当である。

管理番	提案事項			In the call A sec	11 (11	制度の所管・	10-1		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
842-3	地域公共交通確保維持改 善事業費補助金の補助要 件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】・輸送量要件は人/日以上を20人日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】・現行の法指定による過疎地域や振伸に加え、地高齢化率振伸に加え、地高齢化率概料に加え、地高齢化率概ね50%超等)を加える。・市町毎に人する補助上限額を引上げる。 【重面滅価信却費等国庫補助金人費等の減価階級行列を基準限額を引上げる。 「車面滅価信力を基準限額を引上である。」・市町億人力の減価階級を引上げる。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄 軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入)時には多額の発費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。	維持改善事業費補 助金交付要綱別表 4のホ、別表6のロ ②(1)(及び二)、表	平成25年度バス運 行対策費補助対象	国土交通省	愛媛県	D 現行規定 により対応可 能	【車両減価償却費等国庫補助金】 車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を 導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図って いるところ。
879	るための補助要件の見直 し	制度改正を行う。	障となり再編が進まなくなる可能性がある。	地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱別表 の木、別表6の二 ①		国土交通省	広島市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性 化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持 を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されていると ころ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。

管理番	提案事項	h., # III m = m. II		In the call A Ar		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
177		地域限定通訊案内士の要が 件等を各都道府県知事でき入 を各都道を各都道をことが外見 通するため、所知の際観光 の振見に関するを修 の提供に関するを修 の振興に関するを修 のでではないて、以 の振興に関する。 第一個 第二十年 第二十年 第二十年 第二十年 第二十年 第二十年 第二十年 第二十年	【制度改正の必要性】 ここ数年、境港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光田体や、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインパウンドの推進に当たり、ネックになっている。全国的にも、通訳案内をおしているとも間く、現在、鳥取泉を対象とした地域限定通訳案内土制度は他ているとも間く、現在、鳥取泉を対象とした地域限定通派案内土制度は、近去に複数の自治体で実施されていたが、試験実施等の事務量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相交いでいると間にており、試験実施の割れつストが制度宣誓のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内土からのヒアリングによると、試験のかんが対象で、常に高く、試験の難易度が通訳案内土の一要因。【期待される効果】地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されるとともに、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。【懸念の解消策】外国法の解消策)外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることを想定。	外国人観光旅客の 旅行の多化等の 促進による国際観 光の振興に関する 法律 第4条、第1 1条~24条		国土交通省 (観光庁)	鳥取県、徳島県	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすこと、日本の文化や慣習等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものである。地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県知事による独自の試験の実施を認めるに当たっても、通訳ガイドの育成及び観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で関与し、制度の統一性・一貫性を担保しているものである。一方、外国人観光客数の増加、そのニーズの多様化が急速に進んでいる現在において、国際観光振興に熟心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度(総特例制度)を設け、順次拡大しているところあり、ご提案の内容については、本制度を活用することにより、実現することがある構造改革特別区域法の一部本部は一段では、東京な時間を活出していては、本制度を活用することにより、実現することがある構造改革特別区域法の一部な正法に、与秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部な正法に、与秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部な正法に、「特別の関係といて同様の特別制度を活動である。さらに、今秋の臨時国会に提出見込みである構造改革特別区域法の一部の容について、より実現可能となるようさらなる対応を検討しているところである。
828	国土形成計画法に基づく 広域地方計画の策定権限 の移譲	国土形成計画法に基づく 広域地方計画の策定権限 について、関西広域連合 のような府県域を越える広 域行政組織への移譲を改 ある。 また、権限の移譲がなされ るこでの当面計画協議 して、広域地帯を通じてその 意見が反映されることを併 せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業展興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県、政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。地方分権の親点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第 9条(広域地方計 画)、第10条(広域 地方計画協議会)		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な海底を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。なお、広域地方計画の発定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるお、広域地方計画の発定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成されため、あらかじめ国の地方行政機関、関係を有する者を加えることができるととか、右が地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定されたい、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務・権限が分(自己社分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月28日に開議決定された「アウション・ブラン ~出先機関の原則廃止に向けて~」において、事務・権限の移りを進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
60	国土形成計画法に基づく 広域地方計画の策定権限 の移譲	国土形成計画法に基づく 広域地方計画の策定権限 について、関西広域連合 のような府県域を越える広 域行政組織への移譲がなされ ある。 また、権限の移譲がなされ るまでの当面の間間協議 て、広域地方計画協議 での参画を通じてその 意見が反映されることを併 せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興 産業振興 医療・環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県、政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広場地が自動の策定が市画の策定が同かでまり、原地が開西の策を対していまなが、中間が表し、地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も認まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第 9条(広域地方計 画)、第10条(広域 地方計画協議会)		国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域プロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進してい必要がある。広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点が基づらの総合的な計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映さされた。本的かじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体の高向を反映さされた。本的かじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構設される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされており、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとされている。また、平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」において、広域地方計画に係る事務とされていたが、その後実施された事務・権限仕分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年1228日に開議決定されてにアクション・ブラン 〜出先機関の原則廃止に向けて〜」において、事務・権限の移譲を進める対象とはされなかったところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。
112	都市計画法施行令及び都 市計画運用指針の改正		都市の排水処理については公共下水道。農業集落排水、浄化槽、潅漑排水、準用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けているのは下水道法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計画 では網選していない。現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が薄凌なっており、近年行われている手続きは、家は作の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的議論の余地がないものがほとんどである。また、都市計画の協論の余地がないものがほとんどである。また、都市計画のと回りに下水道の排水区域を図示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を図示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るためには、都市計画案を縦覧するか、都市計画決定さるの機を開示請求するしかない。下水道の管渠は下水排除面積1,000ha以上のものについて決定することとなっているが、どのようなルートで下水が流れるかを示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や縦筒高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の要も生じない下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画次定にこついては、土地収用の観点や都市計画決定にこついては、土地収用の観点や都市計画決定にこついては、土地収用の観点や都市計画次定にこついては、土地収用の観点や都市計画決定にこいては、地収用の観点や都市計画次定にこいでは、地収用の観点や都市計画次でについては必要ないませない。	都市計画法施行令 第6等事項第6号 都介計画運用指針 C. C-1.(1)		国土交通省	仙台市		下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることが望ましいとされているのみであることから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずに都市計画を定めることは可能。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
115	都市計画法の改正	都道府県知事の認可 が必要となる都市計画 事業から下水道を削 除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的観点が考達となっており、都市計画的議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が担保されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	第1百		国土交通省	仙台市	D 現行規定 により対応可能	都市計画事業を施行する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣 の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべて の都市施設について都市計画事業として施行することを繋付けているもの ではなく、都市計画事業の手続によらずに整備することは可能。
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34 条に、「市街化調整区域に おいて、法に基づく許で、建築された後、一定 期間適正利用された後、一定 地等を利定利用された土地等を利益で、工場海辺環境におけ 為可な、工場海辺環境におけ る用途ではでは、対している市街化を促進かられるも の」の要件追加。	や治安の悪化の原因ともなる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地の 有効活用は、既存集落や生産活動等を維持するための貴重なストックとして の役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の伴う開発行	14号 【開発許可制度運 用方針】·Ⅲ-13	別紙あり	国土交通省	高岡市	D 現行規定 により対応可 能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる制発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の護を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。

管理番	提案事項	h., a.m m.,		In last A SE	- u ut	制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
34-	市街化調整区域における 開発許可基準の緩和(公 共施設跡地利用)	合併した自治体が持つ公 共施設計を行っている 時の検討を行っている においては結廃合 治体も多く、また、本市区 域にも多くの公共 域にも多くの公共 建築されいる。 しかし、公共所設が は開発が再変として 業された施設が で見直された施設におい で見直された施設におい で見直された施設におい	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の重複する公共施設が多く存在する。 公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来かは、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることか、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があり多くの土地が市の遊休財産となることが想定されるため。【都市計画法第34条の改正(案)】「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺の市街化を促進しない行為である場合にあってはこの限りではない。」	条	別紙あり	国土交通省	合志市	D 現行規定 により対応可 能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県、現行制度においてよ、都市計画法第34条第16号、第12号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。
34	開発許可基準の緩和(市	市街化調整区域は市街化市街化市街化制する区域であり、代表に対する区域であり、行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治なりに支障を来している。め、帝毎代制制を行為に対して、一部規制を行うにより、市街化調力に、一部規制を指列では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画 区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市 南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域パランスを欠く状況。また、人口については、年々増加している状況であるが、個人市 民税等の税収増加は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 6次産業化の促進、産空會 官連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。 そのため、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な健産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を実している。とから、都市計画法第34条の改正(案) 新総和し、各自治体の創意工夫による市街化調整区域内の開発許可要件を一部総和し、各自治体の創意工夫による市街化調整区域内の開発許可要件を一部総和し、各自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すくきと考える。【都市計画法第34条の改正(案)】新たな要件見直として「市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたもの」について市街化調整区域内の開発を認めるものと見る。	都市計画法 第34	別紙あり	国土交通省	合志市	により対応可	現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
병号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
709	市街化調整区域における 開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として、市町大が任意事業とし生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号ロの規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められているが、障害者終令支援法第77条に基づき、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められていない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業所が不足しており、障害者が任み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらうための障害者の特性に応じた適切な対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においな対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内においな対応施策の実施が求められていることも踏まえ、市街化調整区域内において対応を募えによい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	条、同法施行令第 21条		国土交通省	安城市	D 現行規定 により対応可 能	都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応といった事項を制業して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるもののうち、各個別法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。
714	区域区分の決定(変更)に 係る要件の緩和	している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が 生じているなどの市町村の場合は、その市町村の場合は、その市町村の	【町都市計画の経緯】 本町は、S39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を観にS39年に新産業都市建設促進法の指定がされ、国・県主導の新潟東港開発を観にS39年都市計画指定、S45年に近隣市町村と新潟都市計画区域として線引きされた。結果、政策的な必要性に迫られたものといえ、大部分を占める地域は市街化調整区域となった。 「支障事例】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現化にあたっては区域区分規制で困難となっている。例として、S52年の役場庁舎移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共施設を整備し、地区を「中心市街地促進エリア」とし住環境整備促進しているが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3市町構成で、区域区分変更は建地市町でにきず、また、区域区分の考え方は、都市計画法第7条に関連して都市計画連用指針に示されているが、市街化区域編入は確固たる整備の担保性、さらに、全体人ロフレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなっている。 【制度改正の必要性】 線引き都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、線引き後の4年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きで変わり、当初から引き後の4年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きで変わり、当初から引き後の4年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きで変わり、当初から引き後の4年以上経過し、時代の潮流の中で町の姿は大きで変わり、当初から引き後の4年以上経過し、時代の潮流の中で町の後は大きでまたり、表記は、特殊事情により支障が生じている市町村においては、区域区分の変更等に関する都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和するとで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和するとで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和するとで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和するとで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画決定に対して、要件を大幅に緩和するとで、実態に応じたまない。	都市計画法第7条 都市計画運用指針 IV-2-1-B	添付資料: ・聖龍町都市計画 区域図 ・第2次都市計画マスターブランにおける全体構想図	国土交通省	聖籠町		区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつも、地域の 特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。

管理番	提案事項	h., z.m 5.1., . +		10.00.1.4.66		制度の所管・	10.00		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
180	土地収用法に基づく事業 認定の権限移譲	都道府県が起業者である 事業については、国土交 通省(地方整備局)が事業 認定を行っているが、これ を行うことができるよう権限 移譲を行うこと。	【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができない。県によっては、約3年間に10回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらった例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえず、事業そのものの進捗が図れていない例もある。【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通して地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事まについては、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能としていては、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能としていては、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能といる人と通常していては、国土交通省(本省)が事る。【懸念の解消策】国が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が起業者である事業の事業の事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考・改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。	土地収用法17条		国土交通省	佐賀県・長崎 県本県・ 大分県・沖縄 県	C 対応不可	土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開ものである。この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較衡量することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合に当該事業が公益性を有すると判断されるが、比較をするにあたっては、これらのような全く異なる要素を比較することから、客観的機械的数値的にのみ処理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。したがって、当該判断の適正性を確保するためには、原則として、事業を行う起業者とは別の行政庁において中立的に判断する必要があり、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは、公平中立な判断の下、適正に事業認定を行う観点で適切ではない。
279		し、電気自動車用充電器 を公園施設として位置づけ、公園管理者による電 気自動車用充電器の設置 を可能とすること。	【制度改正の必要性等】都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないがあ、公園管理者が公園施設として設置することができない。 「特来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	都市公園法施行令 第5条		国土交通省	埼玉県		都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の効用を全うするために都市公園法令に限定列挙されている(都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条)。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
384	国土利用計画法に基づく 土地売買等届出の届出期 限の緩和	1項に基づく大規模土地取 引に係る土地売買等届出 (事後届出)の届出期限 を、現行の2週間以内から	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4.400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.19%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)と低く、無届取引件数の76.5%(H23~H25熊本県平均)は運運届出(期限後に自主的に提出するもの7であり、運運届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出されている。このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を符っている。さらに、遅延届出は法による届出とかなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地の引援制実施計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 (制度改正の必要性) 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算:H24全国無届取引件数:4,400件×0,765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の遺返指導事務((県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	昭和54年12月24日 昭和54年12月24日 付け54国土地第 401号土地利用調 整課長通達「無届 取引等の事務処理 について」の別添	(参考1)国土利用 計画法に係る土地 売買等届出・無届 取引の件数 (参考2)国土利用	国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制においては、 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとされており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること等から、契約締結後できるだけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後できるだけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後を選問以内に届出をしなければならないものとされているところである。また、熊本県より提出されている平成23~25年の熊本県における届出状況(参考1及び参考2)によれば、35年間における期限内(2週間以内)の届出代数が54年に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17年(約3%)に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進にはつながらないものと考えられる。以上により、事後届出制の届出期限の緩和を行うことは妥当でないと考える。
362	除却等に係る景観行政団 体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う 景観が広告物事務を行う 景観が広告がまる基府 県の条例によりで、都譲では なく、自らの等を頂になる。 は、自らの等を重施できるよう制度の見直しを行うと よう制度の見直しを行うと さく付税等である。 では、それに感じた書通措 である。 は、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋 外広告物の規制第3条~5条、7条・8条を自ら行うことができる。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡 易除却等を行う場合には、権限を持つ県からの権限移譲を受けて行わなくて はならない。 景観行政団体が景観行政と屋外広告物の規制を一元的に実施する際には、 簡易除却等の対応も不可欠なものであり、これを現行法のように、権限を持 つ主体を分離していることは不合理である。 【具体的支障事例】 また、具体的支障事例として、簡易除却等を行う権限を特例条例により県から 力で、最観行政団体に移譲しているため、県から財源移譲すべきという考えがある 一方で、景観行政団体は独自条例を制定済であるため独自財源で対応すべきという考えがある。 をという考えがある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難で きる。 【課題の解消策】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行える ように法第7条第2項から第4項及び第9条において「条例で定めるところによように法第7条第2項から第4項及び第9条において「条例で定めるところにより」の文言を加えることを求める。また、法律の改正が実現した際には、これら の事務を行うのに必要となる財源措置をあわせて求める。	・屋外広告物法第7 条・平成16年第2条 ・平成16年17日付け国都公線通 148号 国土交通局 長通知「屋外広告 物法の一部改正に ついて」12.(4)		国土交通省	広島県	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告の歴 放を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。

管理番	提案事項	************		ATT the NA A AC	7 - N. (4+=7+-7)	制度の所管・	####!		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
442		地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770k㎡2を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に行えるよう創設されたものであるが、補助対象・地域が都市部に限定されている。平成25年度末時の当県の地が補助対象外の持め、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほどんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	費補助金制度要綱		国土交通省	岐阜県	C 対応不可	地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が 23%、林地が44%、農用地等が72%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅れているところである。 このため、第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成 22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした「地籍整備推進調査費補助金」が創設されたところである。 県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨に治わず、また、限られた予算を都市部に重点化できなくなるため、都市部における進捗を遅らせることにもつながりかねない。 現状では依然として、都市部の地籍調査の進捗率は他の地域と比較して極めて低い状況にあることを鑑みると、本補助金については、その目的を踏まえて引き続き都市部に重点化して、地籍整備の効率的な進捗を図る必要があるところである。 なお、林地の地籍調査の進捗は都市部に続いて遅れていることから、国としてもその推進が重要であると考えており、本補助金とは別に平成22年度に「山村境界基本調査」を国直轄の事業として設け、市町村による地籍調査の促進に努めてきているところである。ご提する財政的な支援を始めとして、国直轄による「山村境界基本調査」の活用により推進されるものと考えている。
646	の実施・終了時における公 示義務、公共測量におけ る永久標識の設置等に係 る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道の実施時及び終了時における都道の宗義機関を行うことを求める。公共測量にはおける永久機識及び一時機識の設置、移転、散去及び廃棄の通知につず、測量に対の場所を介強、和直機関が関係等、前の対し、最近、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、対域、	【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から通知を受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられており、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地域の住民に、いつ、全じて公共測量が行われ、そのために必要な、土地の立入及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用の権利行使が起こり得ることを知らせるものであるが、周知については期量計画機関が経行うことが可能と考えられ、事務の簡素化の観点から、都道府県知事が公示する必要性に疑問がある。また、測量法第21条、第23条及び第39条により、公共測量において、都造府県知事は、測量計画機関から永久標臓及び一時標識の設置、移転、都道府県知事は、測量計画機関から永久標臓及び一時標識の設置、移転、都立府県知事は、元の1を受けた時は、その旨を関係市町村長に通知することとなっているが、都道府県知事に通知する必要性は特になく、都道府県知事が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。【具体的な効果】これら事務の変更により、80時間/年間程度の事務の簡素化が図られると想定される。	測量法第第14条、 第21条、第23条、 第39条		国土交通省	長崎県	C 対応不可	1. この公共測量実施の公示を都道府県知事に行わせる趣旨は、 ③ 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量が行われ、そのために必要な法第15条の規定による土地の立入り、法第16条及び法17条の規定による土地の立入り、法第16条及び法17条の規定による土地の取用又は使用の権利の行使があり得ることを知らせ、行政運営の効率化を図る ② 都道府県申に公共測量の実施及び移了を通知することにより、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施技体を知らせ行政運営の効率化を図る ③ 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市市村、その他の公共団体やインフラ企業等と多様であり、各実施主体が直接側知を行う場合、公共測量の実施を知るためには、そて、の機関の公示情報を収集しなければならない。一方、公共測量の実施を知るためには、そて、の機関の公示情報を収集しなければならない。一方、公共測量の実施を知るためには、今一不適時限内の公共関連につい一不適時限内の公共関連との大きを表であり、各実施工作、研究に関いを表しましたができることにより、「測量の重複を除る、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的を達成でするためのものであることから、本規定による全国的に新した定めが必要である。 2. 公共測量により設置、移転、撤去及び廃業した未久標識及び一時標識の種類及び所在を「関係都道府県知事からは関係市町村長に通知する 三、統領を関係の企業の以、設置された公共測量の測量を列制を図ることが「測量の異様の保全を図り、設置された公共測量の測量を列制を図ることが「測量の異様を除き、正確で精度の高い、測量の製造の利用を図ることが「測量の異様を除き、正確で精度の高い、測量を実施する」という法の目的を達成するためであり、本規定による全国的に統一した定めが必要である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
658	山林の土地境界確認方法 の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多数発生している。これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかなが境界の確定が進まない状況である。ついては、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行うことを可能としたい。 [懸念の解消策] 代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。例えば、度々訴訟に発展する土地収用に関する制度をみると、買受権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がなければ、関係者の同意、権利の消滅を援制する制度がある。よって、共有地の境界確定第(こついて、土地収用の制度同様、公告、一定期間(必要に応じて期間を設定)の縦覧を行い、代表者以外に確知できないか。	準則、第23条、第 30条第1項·第2項 地籍則運用基準第15 条の2 中成23年3月18日 付け国土国第633 号国土交通省土		国土交通省	大野市	D 現行規定 により対応可 能	地籍調査の成果は、登記所に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する対抗要件を構成することなどから、地籍調査には高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の筆界確認において、土地所有者等の確認を得ずに調査をした場合には、将来的に地籍調査の成果に関する境界紛争が発生する整然性は極めて高くなるとが想定される。これらのことから、地籍調査の筆界確認の際、土地所有者等が複数名いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要があるが(地籍調査作業規建単期第30条第1項、) 該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、筆界確認を委任された代表者のみによる筆界確認は可能である。
664-1		駐車場法施行令では、路 外駐車場の構造及び設置 に関する技術基準が定め 置や立地特性等を勘象に 正適用除外の取扱いがほ に適用除外の取扱いがほ に適用除外の取扱いがほ は認められず、設置基準 が一種に政 今で定的な通 でいるため、 でいるため、 ではるを得ないのが現 なで表す。 をするを得ないのが現 なで表す。 をするを得ないのが現 なで表す。 をするを得ないのが現 なで表す。 をする。 また、自動車の環境性能 の過大と懸念される条文 地も のも、と懸念される条文 地も のも、と懸念される条文 地の のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入 上を挟めるなどの指導としており、三力に措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来ず場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが護事となっている例が多く、駐車場の出入し支護がないと規定されるによりまた。主義物である路外駐車場の最気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなけれればならないりとあり、「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないりとあり、「内部の空気の計算方法を国交省に確認したとろ、「駐車マスの合計面様、高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計、高さ」との回答である。 一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者から出現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。 また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。 【懸念の解消策】 懸念の解消策】	駐車場法施行令第		国土交通省	川崎市	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	【駐車場法施行令第7条】 ・児童公園からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用 する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、特に、児童公園については、多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。 そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。

管理番	提案事項	h.,		In last A 44	- 4 44	制度の所管・	10-1-0-11		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
664-2	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路 外駐車場の構造及び設置 に関する技術基準が定め られているが、駐車場の配置 造の出たが、設置基準 が一種に政令で定められ でいるため、硬直的な運用 をせざるを得ないのが現 状であり、地域の実情に応 した設置基準、適用除外 の改正を求める。 また、自動車の環境性能 の向上等により、基準が 過大と懸念される条文もあ ることから、駐車場法施行 令の技術基準について現境変化 等を踏まえた早急な見直 しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入 人屋に支障を来ず場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンコンの隅に設置された見通しの良い小規模公園など関連をなっている例が多く、駐車場の出入しまで設備がないと規定されるにも制造を指定するでは、また、建築物である部外駐車場の特別を施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気を支援を設けなければならないとあり、「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気を設定さればならないとあり、「内部の空気の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい・車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排電が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対抗に苦慮している。「制度改正の必要性」施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を表していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を著るよう基準の見直しが必要である。	<u>駐車場法施行令第</u> 7 <u>条</u> 駐車場法施行令第 第12条		国土交通省	川崎市		【駐車場法施行令第7条】 ・交差点からの距離 建産点からの距離 対象は動物のでは、一定の規模以上の路外駐車場を利用 する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためのものであり、その観点 から、交差点の側端から5メートル以内には自動車の出入口を設置してはならないとされておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入口を設置する道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認める場合は設置可能ですので、当該事務を委任されている地方整備局にご相談願います。
664-:	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路置に関する技術基準が定の配置や立地特性等を動かれているが、駐車場を制定の配置や立地特性等を制定が高速が一般でである。 いっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの間に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入し支障がないと想定されるにも関わらず、実態に即さない指導を行うこととなり対応に苦慮している。また、建築物である路外駐車場の機気施設について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないとあり、「内部の空気の計算方法を国交名に確認したとろ、「駐車でスの合計面格・高さ」ではなく、より厳しい「車路も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性部の値上や掛力ス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、季者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けており対応に苦慮している。 「制度改正の必要性」 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を果していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を表慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。	駐車場法施行令第 7条 駐車場法施行令第 第12条		国土交通省	川崎市	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	【駐車場法施行令第12条】 換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環 境基準等の制度の変遷、駐車場利用者及び駐車場管理従事者への影響 等、政令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等 について事実関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定 です。

管理番	提案事項	h./ = # = = = 1 // / = =		In last A FF	- u ut	制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
751	都市計画法に基づく開発 許可制度運用指針の改訂	関係 (18)医療施設関係 において、④として「津波 浸水対策特別強化地域に 指定された市町村におい て、津波浸水想定区域内 に既に立地する第二次教	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。しかしながら、被災時における救急底療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街化区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近傍の市街化調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に配載が無いため、許可が得られない状況である。そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係(18)医療施設関係において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、④として「津波浸水対策特別強化地域に指定された市町村において、違、浸水税定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街化調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。	開発許可制度運用指針		国土交通省	豊橋市	D 現行規定 により対応可 能	開発許可制度運用指針は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 都市計画法第34条第14号の規定に基づき地域の実情等に応じ開発許可が可能である。
871		相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地 取得について、都市計画 決定前に用地の取得を可 能にするよう制度を見直 す。	【支障事例】「特別線地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取合。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応ご苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。【制度改正の必要性】「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得を認める事業としてより先行取得を認める事業として終地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について採地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について終土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地とついては、地権者の了東が得られ、かつ、弥計制画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。			国土交通省	さいたま市	C 対応不可	国が補助金の交付を完了してもなお事業の用に供されない事態を未然に防止するため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて、(平成13年3月30日付け国総国関第38号目士交通省事券次官通知)では、先行取得の対象となるサービスを作が計画の確定した事業の用に直接供するために必要である土地に限るものとされており、これに基づき「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により未行取得する場合の被払い要領について、(平成14年6月28日付け国都総第633号)では、都市局所管の補助事業の要件について、都市局計画決定が行われている事業としている。そのため、終地保全事業についても、計画の確定している事業を特別緑地保全地区等の都市計画決定が行われた事業としている。

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10-1		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止	法に基づき県が実施計画 を策定又は変更する場合 及び市町村が策定又は変 更する実施計画について 同法第5条第9項により県	農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は 法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある 地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めな	入促進法第5条第 8項、第9項 「農村地域工業等 導入促進法の運用 について」(昭和63	別紙参照	農林水産省省省省 養経厚生 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	佐賀県	C 対応不可	1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。 2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の 務決の促進に関することを 都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と極めて密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体的な行政事務として担うことで、効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。 そこで船舶所有者及び船員等と他の行政分野において、より接点のある都道 市保が当該事務を所管することで、より異体的な相談業務や紛争解決に資することが可能であり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの紛争解決を図ることができる。また、よわら事務を都道府県が執行することを解め、対策等の問題について、スピード感を持って県行政へ反映することが可能であると考える。	船員法第101条、第 102条		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	船員法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード面面に亘る全国的・画一的な基準の適合性確保と一体的に、国において執行してきたところ。これは、船員法に基づぐ労働行政の執行に当たっては、 ①広域性を有する海上運送は県境を跨いだ対応を行うことが多く、全国的かつ画一的な対応を迅速かつ適切に取れる体制を有することが必要であるため、②海上運送にあっては、遵守すべき条約や法令が多岐にわたり、それぞれ、舵管接不可分となっていることから、条約、海事関連法令、船舶の構造設備、船舶の運航等ソフト・ハード両面に亘る高度な専門性を有する者が他の海事行政分野と連携しながら行うことが必要不可欠であるため、3船員との労働関係や勢争による航行安全上の問題は、海上運送事業の維持や公共輸送網である海上交通の安全の維持と密接なつながりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるためであり、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるためため、問題が生てない。目も終えによるいて、引き続き、国において統一的に船員法に基づく労働行政を執行することが合理的である。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
380	水道施設(国土交通省)の 統合整備	道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道施設に下水道施設に下水道施設に下水道施設に下水道施設に下水道加速を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し 尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少す る。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽ににより建替の時期 に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たに 以原処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・ 効率は急町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け 入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設で一緒 に処理した事例がある。その場合に、し、尿等の受入施設は下水道施設として結 められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土 交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、市・起 のられていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土 交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、市・起 められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となっ た。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承 認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の 量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい 状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて 処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿	交付金交付要綱 下水道法第4条	巨岐旧担安八	環境省、	九州地方知事会	C 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。 なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。
511	倉庫業の登録・指導監督 事務等の国から都道府県 への移譲	倉庫業の営業登録、変更ト 登録、軽微変更の届出、ト ランクルー 公認定等に係る事務、倉庫業の監査等 の指導監督事務につい て、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の対行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己仕分付にて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とむれているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	第7条、第25条、第 27条		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	1. 倉庫業は、不特定多数の他人から寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業であり、その保管機能を通じて物資の需給調節、物価の安定並びに物資の供給の確保等の産業券にある水田・アロケな機能を実上している。また、倉庫業者が発行する倉庫証券は、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を有しており、その流過によって商品売買を円滑化・簡便化し、商品担保金融のための対物偏用を仕与する等、公益的な機能を有する有価証券市あるため、第三書の利益保護と証券の公信力の確保が必要である。このように、倉庫業は高い公益性を利していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正な実施を図ることが重要であり、そのためには国による全国一律の基準によって、倉庫の安全性・公益性を確保することが必要である。 2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送等等の物流事業者や耐主企業等の国内・国外を問わず広域にまたがって幅広く活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者、航空事業者、総湾運送等の代したの金庫を中核としなが、シ、テック、発海運送等の他の物流事業を終合的に実施していることが多い。そのため、事業の適正な運営の確保に当たっては、トラック、港湾運送等の他の関連物流事業と総合的・体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。 3. さらに、上記のように物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流総合効率化、注による総合効率化計画の認定を要件として、特定流通業務施設としての倉庫を対象とした税制の特別措置等により倉庫事業者の取組を支援しているところである。 4. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う建築権認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の収益から単係を開発では、資庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の収益から単係を開発できるのである。したがつて、倉庫業法の登録に当たっては、その前提として建業確認を対応要とされることとなるが、これらの事務との間に乗継や矛盾が生じる性質のものではない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
74	「南海トラフ地震津波避難 対策特別強化地域」の指 9 定地域における要配處者 施設の単独移転を進める 制度改正	国民の命を守ることを最優 先に、第二次教急医療機 関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移 転促進事業にかかわらず 単独での移転が推進され るよう、南海トラフ地震対 策特措法第12条及び第16 条の規定の見直しを図る こと。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津 波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部にお いては、連波漫入規定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医 療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者 施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80 人が入所する特別養護者大ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合 に限り、津波難対策緊急事業計画を作成し、同志に基づく国の増助の特例 や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での 高合移転は特例の対象外となっている。 高合移転は特例の対象外となっている。 回移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の 車要施設・要配慮者施設の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中小と した対応的の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるた め、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条 の規定の見直しを図る必要がある。	る特別措置法第12		内閣府、国土交通省	豊橋市	C 対応不可	ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南トラ法」という。)第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後者の防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に保る団の財政上の特別措置等に関する法律(以下「防集法」という。)に基づき住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に限遺して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。
		河川法第32条で政令に 委任している流水占用料 等の徴収方法を、条例で 定めることを可能とする規 制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しい、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額な2件(ゴルフ場を除けば、平均が3、000円程度と低額である。つめように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の値収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間が表り、上、活水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分で上接ていることで可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額、徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。			国土交通省	佐賀県		占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となっていたところであるが、その一方で「毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある」等の提案理由も踏まえると、本提案事項については、各地方公共団体等の意見も聴きながら、今後、慎重に検討を進める必要があると考えている。 その際、一括徴収による占用者の負担の増加等についても、慎重に精査する必要がある。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
10	び財産の処分等承認基準 の緩和	き、目的外利用申請の簡	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に周出等による変更手続きになるよう制度改定を行うことを要望する。また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返述生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じるいよう、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23余、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処		国土交通省農林水産省	新見市	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁536。最高數544)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁537)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的に使用すること」とされている。河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間関係で用満な水利秩序を維持するため、流水の占用を行いたい場合は河川管理者からの幹可が必要となってた。ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないことなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。
361	流水占用許可等の手続き 及び流水占用料等の徴収 の手続きに係る見直し	らの安全性のみならず。申審 請者の経金に、上、 請者の健全性を移生 、上、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、	現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点が欠けている。 計可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう。許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。 【改正案】 【砂正案】	·河川法施行規則 第11条第2項 ·河川法施行令第		国土交通省	茨城県	C 対応不可	・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処分であり、許可権者と徴収 権者も異なるところであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更 新拒否の事由とすることはできない。 ・流水占用料等の未納に対しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。 ・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはできない。 ・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制 強化になるような本提案については応じられない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
70	準用河川の用に供されて いる国土交通省所管の国 有財産の登記順託及び境 界決定事務の権限移譲	不動産登記法及び国有財産法及び国有財産法と表の 国有財産法 当主 強適 作果管 の国有財産 出土交通の うち、 で 中 田 知 の 田 の 田 に 供されている。ま き 都 管 の 用 に 供されている。ま き 都 管 の 用 に 供き で い で は、国 主 の で の 用 に 供き で い る ・	【権限移譲の必要性】 1 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。 2 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。 3 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法(当県における事務の実験) 1 国有財産法に基づ、県の事務 平成22年度から平成24年度:実績なし 2 不動産登記法に基づく県の事務 平成23年度:16件、平成24年度:14件 【特例条例による市町村への移譲状況】 本県内:1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国・国有財産法に基づく事務・31道府県、不動産登記法に基づく事務・22	項,第31条の2,第 31の3,第31条の5, 及び第31条の5, 国有財産法施行令 第6条第2項第1号 ラ,不動産登記法 116条		国土交通省、 財務省	鹿児島県	C 対応不可	・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9 条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号 70二基づき、年用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取 得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当 該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。 ・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規 定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるとこ ろにより、市町村が処理することとすることができることから、現行の法令の規 定により対応可能である(条例による事務処理特例)。
5	道路構造基準の条例委任 適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域においてからしたることとなったが、この基準は都道府適用される母する指定区間外の国道には適用される母する指定区間外の国道には適用されない。道路管理保護者の一体からも、道路管理保護が管理には一個大阪の場合がある指定のである指定のである指定のである。		道路法 第30条第3項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車 国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁府在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道 ないて、をご置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を要ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
52	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められるととなったが、この もので、一部を地域においてでありられるととなったが、この もので、都道府界・通りでである場合である。 もので、都道府外の国路管理とは適用されない。道路管道 は適用されない。道路管道 促進の観点する指定区が管道にでいても適用 すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県、道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用す ることは、素務の煩雑化を招くともに、地域の責任の判断による、より魅力あ る道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。			国土交通省	愛知県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車 国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を緩断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復日その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が黄色のである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。
302	道路法(道路の構造の技 術基準、道路標識の基準) の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路解構造の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道用されるものでは、県道所されるものでは、県道所で担するではでは、原道管理するではでは、原道管理の観点からによとなっている。道理の観点から県が管理の観点から県が管理があるようにすべきである。	【現状と支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の頻雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路屑)及び遊道に係る偏員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標準においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。「書題の構造の技術基準を果が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 「課題解決のための施策等】・・ ・国道の構造の技術基準を果が管理する指定区間外国道についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること 及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府保護及び1指定区間外国道」を追託していただきたい。・委任された場合の構造の技術基準については果が定めた条例の内容と同様としたい。参考資料として「資料1」を添付。)なお、道路構造については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0~1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。参考資料として「資料2」を添付。)	道路法第30条第1 項及び第2項、道路 標識、区画線及び 道路標識に関する 命令	福島県資料1、2	国土交通省	福島県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車 国道任併せて全国的な幹線道路線を構成に、国土を緩断、横断又は循環し て、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道 路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準及び道路標識基準のいずれについても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

管理番	提案事項	h.,		In the call A sec	11 (11	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
64	持補修を対象としたもの	港湾改修事業のうち小規 模なものは採択要件が事 業費2億円以上5億円採 選となっているため、採択 要件下限額を1億円に引 き下げる。	保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に	D-2-(1)港湾改修事 業	(参考)	国土交通省	長崎県	C 対応不可	国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。 今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。
7:	社会資本整備総合交付金 事業における交付金間の 流用について	災・安全交付金の2本 エーになっているが、従ったいるが、代表になっている事業で自力活動である。	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を必要を引き込む、形況できない。後前は、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。	在芸資本登偏総合 交付金交付要綱 社会資本整備総合 交付金の計画別流 用について(平成23 年3月31日改正) 日本交通名監明咨		国土交通省	松山市	C 対応不可	○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の 取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ 長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められてい る中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、 適切でないと考えます。 ○ 一方で、これまでも交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきた ところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い 制度となるよう努めてまいります。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
87–1	都市公園等の整備に係る 交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付 対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事 差の交付対象面積要件を 「2ha以上」から、街区公園 程度(0.25ha)の面積に緩 和。 2. イ-12-(1)都市衆のまっ 素の交付対象事機能を 素の交付対象事機能を 方を公園縁神について、 対象となる施設に遊戯施 設を 4-12-(1)ので定 が象となる施設に遊戯を を を 第二、要件③で度 められる「、要件④で度 められる「、で成23年度までに着手された事実に関右 (は、期間延長することに 緩和。		<u>附属第2編</u> <u>イ-12-(1)</u> 、イ-12-	具体的な支障事を 例、地域の実情を 営まえた必要性に ついて、別紙・全体 版あり		松山市	C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。 ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画に位置づけられているなど、政策的意義の高い都市公園については限定的に、事業費等の交付対象事業の要件を満たした上で、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	「2ha以上」から、街区公園 程度(0.25ha)の面積に緩 和。	本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緩地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。	<u>附属第2編</u> <u>イ-12-(1)</u> 、イ-12-	具体的な支障事例、地域の実情を 踏まえた必要性に ついて、別紙・全体 版あり		松山市	C 対応不可	帰宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都 心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地」 (社会資本整備総合交付金交付要網附属第11編)であり、この機能を発揮す るために必要な災害応急対策施設等を支援の対象としているところである。 なお、交付の対象とはならないが、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地に おいて遊戯施設を整備することは可能である。

管理番	提案事項	h., z.m 5.1., . +		In land A 44		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
87-:	都市公園等の整備に係る		九ている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在 約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求めら れる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保 が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能 を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平 成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっ	<u>附属第2編</u> イ-12-(1)、 <u>イ-12-</u>	例、地域の実情を	国土交通省	松山市		借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や処分制限期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用することが可能である。
28'	老朽化する都市公園の管 7理に対応した長寿命化対 象事業の要件緩和	(2ha以上)や総事業費 (1,500万円以上)などの交	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4.892箇所が開設されている。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・野新を行うこか「困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。)そのため、社会資本整備総合交付金交付要報を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業]について、面積(2ha以上)や総事業要(1.500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	交付金 交付要綱 附属第2編 イー12 ー(7)		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難である。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
337	社会資本整備総合交付金 における補助要件の緩和	防災・減災保守、生活空間が可能となった。 ・減災保守にいても、従前を対して、 がら向いても、従前を対して、 がらから、とかいても、従前合政を情報がでけ金になった。 はながら付金に対しても登構総制を要素を基準では、 を表すると同様を事業を基準であっていた。 がらから始金と同様を事業を基準であっていた。 がのでは、 がのでは、 のの確保にないる。 のの確保に必必要といる。 のの確保にないる。 のの確保にないる。 を表する事業とが平率になったが、 である事業とが平率になったが、 を表する事業となったが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたが、 のをはないたいたいたが、 のもいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた	本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ボンブ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総理長約209kmに渡る水路が緩横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を割設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備終合交付金要綱等において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である油水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 第6 交付対象事業		国土交通省	尼崎市	C 対応不可	○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その趣旨に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災、安全交付金において、国費をもって支援すべき事業を基幹事業と位置づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するため、基幹事業として位置づけております。このことから、「基幹事業の必置」という条件を緩和することは、国費の充当の理由を損力を記さとなり、適当でないと考えております。 ○ 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を同しながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。
583-1	社会資本整備総合交付金 交付要綱の要件緩和	備総合交付全の創設に伴い、地方実施では、はます、 は、地方実施にが、は、は、まず、 は、地方実施にが、は、は、まず、 は、は、まず、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。ついては、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然とし残る事業についても、他事業と同様・当該要件を撤廃するな差を地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 「特定構造物改築事業及び堰堤改良事業特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の見特定構造物改築事業とび堰堤改良事業特定構造物改築事業とび堰堤改良事業特定構造物改築事業とび堰堤改良事業をお売していない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。②準用河川改修事業当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業集を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合 交付金交付要網 イー3(13)、(1 5)、イー8(1)、 ロー3(13)、(1		国土交通省	山形県	C 対応不可	【総論】 〇 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行われてきたところです。 〇 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
583-2	交付要綱の要件緩和	備総合交付金の創設に伴り ・ 地域の実施 ・ 大きな ・ 大きな	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった。事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。一方で、以下の事業においては、従前の補助要網に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。ついては、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要網に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様・当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業とび「堰堤改良事業替定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要細の東放の東流を表しては、県が管理する施設の大部分が交付要細の東放の東流を表して、近場改良事業とおいては、県が管理する施設の大部分が交付要細の東放の東流設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。』 主た、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83,3%)が補助の対象外であり、これらについては、県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大っことが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たないいましたいる。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	社会資本整備総合 交付金交付要綱 イー3(13)、(1 5)、イー8(1)、 ロー3(13)、(1		国土交通省	山形県		【支障事例について】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及公政業を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を推廃するなど、拡充を図っている。 堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。
583-3		備総色交付金の創設に伴い、地域の実施を対しています。 を方な思います。 はよります。 はなります。 はなります。 はなります。 に可能などは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。ついては、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然とした残る事業についても、他事業と同様・当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 「特定構造物改築事業とび堰堤改良事業特定構造物改築事業とび堰堤改良事業付を必要が表す。とある。の果施胶のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(833%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。 ②連田河川改修事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会資本整備総合 交付金交付要綱 イー3(13)、(1 5)、 <u>イー8(1)</u> 、 ロー3(13)、(1 5)、 <u>ロー8(1)</u>		国土交通省	山形県	C 対応不可	【支障事例について】 ②準用河川改修事業 準用河川改修事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引 き上げを行ってきている。

管理番	提案事項			In land A 46	- 4 (4++	制度の所管・	15-5-11		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
64:	確保事業による交付対象 事業の緩和		事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する 小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 ロ-3河川事業 川管理施設機能確 保事業		国土交通省	長崎県	D 現行規定 により対応可 能	事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。
737-	社会資本整備総合交付金 事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金 (高潮対策事業、特定構造 物改築事業)については、 交付対象として一定の事 差規模が求められるなど、 必ずしも地方の実態を反 映したものとなっていない。 ことから、終事業費等の要 性を緩和し、地方の自由 度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高捌分事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アウションプログラムを策定し、関係市 町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高 割対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上 (離島等は5万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に受整が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早息に飲対策を推進するため、定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恋れがある。 具体的には果が管理する水門等の河川管理施設の7基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみでり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実費と保る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合 全交工編 本整備網 不整備 要 本交工編 等 等 等 等 等 等 等 等 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		国土交通省	香川県	C 対応不可	1)高潮対策事業 本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択 要件になっている。

管理番	提案事項	h.,		In last A fe	- W (d++	制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
737-2	社会資本整備総合交付金 事業の交付要件の緩和		【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施股の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないたの進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 果体別には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命と対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数を気あるにもかかわらず、交付金が活用できないため、全後の計画的な長寿命化対策に支障を含たす恐れがある。 果体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみでり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実置要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合 交付金交付金交付公司 東京軍業、特定構 造物改築事業、 本業 本業		国土交通省	香川県	C 対応不可	2)特定構造物改築事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対 して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命 化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定 し、重点的に整備を進めているとこう。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億 円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫 補助率1/2とする制度拡充を行ってきたとこう。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更につい ては、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。
122	策(特定構造物改築事業)	今後40年間に必要となる 延命化措置及び改築の合 計事業費が4億円未満の 河川管理施設について も、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ股備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概わ4億円以上の施設とされている。しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決める、そさではなく、施設の老村度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の対象となるのはち施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 こちら本行化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果物、効率年的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。			国土交通省	石川県	C 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
650	業務の父付金対象事業の 緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿 市化計画の策定、延命化 に必要な措施、改築の費 用が合計約4億円以上と なっているため、採択要件 を緩和する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の 交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要す る費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小 規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必 要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方 公共団体の数量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件 の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合 交付金交付委綱 口-3河川事業 口-3-(13)特定構造 物改築事業		国土交通省	長崎県	C 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。
652	堰堤改良事業による交付 対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付 対象事業は、総事業費が 概ね4億円以上となってい るため、採択要件を緩和 する。	【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	交付金交付要綱 ロ-3河川事業		国土交通省	長崎県	C 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

管理番	提案事項	h.,		In the case of the		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
72	「防災・安全交付金」の要 件を緩和	模な河川管理施設の機能 向上」を事業の対象と出来 るよう規制を緩和する(予 算の増そのものを目的と するものではなく、予算の 枠内で、地方公共団体の 裁量で優先順位をつけて	社会資本整備総合交付金交付要網附属第 II 編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、Jを削除、財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/44/)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口滅少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口滅少を見援えた更新投資(新規ではないか。」との課題提出がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都定する等。河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業との「仮域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業との「返域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業として「広域河川改修事業には当る」との、日本の「大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大			国土交通省	德島県·大阪・島県東県・東東県・東東県・	C 対応不可	広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。 平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。
722	「防災・安全交付金」の要 件を緩和	地域の判断により、「既存 ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来る よう規制を緩和を目的とする ものではなく、予算の枠内 で、地方公共団体の裁量 で優先順位をつけて事業 実施できるようにすること を目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第 II 編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。財政制度等審議会財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳盟していてこか必要、むり、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を実する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象要件と「で・4億円以上」と「規制統和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤 改良事業(ロ-3-		国土交通省	德島県·大阪 ・鳥取県・ 兵庫県	C 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うのである。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
723		地域の判断により、「土石 流区間以外の砂防設備の 老朽化対策と事業の対 象と出来るよう規制を緩和 する(予算の増そのものを 目的とするものではなん 予算の枠内で、地方公共 団体の裁量業実施できるよう にすることを目的とする)	事業採析要件では、1昭和52年以前の技術基準により設訂されており、エ右流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない妙防設備。に該当することとなっており、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土	交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防 設備等緊急改築事 業(ロ-8-(1)中)		国土交通省	徳島県・大阪 府・兵庫県	C 対応不可	砂防設備等緊急事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都 道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改 築を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。 また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交 付対象に追加するなど、拡充を図っている。
106–1	駐輪場の設置占用計可要 件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐 を登りが現定されていない 公園敷地や河川敷に主、 駐輪場の設置が可能とな るよう、占用許可設置要件 を緩和したい。	方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、こ	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第24 条関係)		国土交通省		D 現行規定 により対応可 能	【都市公園法関係】 都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占用物件として規定 しており、都市公園の地下を占用し、平等の条件で一般に公開される自転車 駐車場についても、政令で定める技術的条件を満たすことを条件に、占用物 件として設置可能である。 なお、都市公園においては、その空間の自由な利用が都市公園の効用の一 部となっており、占用物件としての公共駐車場については公園利用の妨げに なる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。

管理番	提案事項			In last A 46	- 4 (4++	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
106-2	駐輪場の設置占用許可要 件の緩和	現行では法令等に占用許可がなが、 可が可能な施設として駐 ・ は場が規定されていない 公園教地や河川教にも、 ・ 駐輪場の設置が可能とな なよう、占用許可設置要件 を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第 8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占 阻許可が可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷 地や河川数に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離 れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・遠法駐車となる場合も ある。 金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一 方、利便性の高い場所に公園や総地等の空間が多い特性を持つことから、こ れたの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとって の駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策など の効果生制行できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステム のポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋が あ。 このようなことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔 軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川版地占用許可 達則(河川法第25 条間係)		国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応可 能	【河川敷地占用許可準則関係】 河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的とすることができる一般的な 施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるもので はない。 駐輪場については、当該施設の公共性等を勘察して、例えば、「その他の河 川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるな ど、現行基準の中で整理することが可能である。
107		樋門の最小断面は課長通達により内径10m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	る。 今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、よりから、 が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、よりからない。	河川管理施設等構造令第47条第2項		国土交通省	金沢市	C 対応不可	従来、小口径パイプにおける樋門に土砂や流木等の雑物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の樋門において刈草による閉塞が発生しその撤去が困難であった事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不適当である。 緩和を行うことは不適当である。 まなお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条4項の規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造今第73条4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
294	畜舎等の建築基準等の緩 和	要因となっていることから、建築基準等の緩和を 図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の 規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が 500mを超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000mを超える場合に は防火基準を適守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることか ら、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000mを超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造 ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。			国土交通省	三重県	C 対応不可	建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別の基準としているところである。 法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分については、防火構造とするなど必要な規制を定めているところである。 このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配定しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するために必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するのは困難であると考える。
867	建築審査会委員任期を定 める規定の緩和	いて、現在は建築基準法により2年とされているが、 地域の実情に応じて柔軟 に対応できるよう、規定を 緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。また、本市は年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築的が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	冲敛甘油汁如00 名		国土交通省	さいたま市	C 対応不可	建築審査会は、私的財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有する。建築審査会の事務が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一的な期間ごとに委員の適格性を判断の上任命することが必要である。このため、建築基準法第80条第2項において、委員の再任については特に回数の制限無く認めているところであり、ご提案の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であることから、ご提案の任期の設定方法の規定の緩和については、対応不可であると考える。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
65	災害復旧事業における採 択条件の緩和 (河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採 択条件を緩和する。(河道 の異常埋そくの基準値の 引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんが県単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載して河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	公共土木施設災害復旧事業費国扱要網第14-(二)公共土木施設災害者等国扱要網第14-(二)公共土木施設災害者定方針第3-2-(六)	別紙あり	国土交通省	長崎県	C 対応不可	河川の埋塞に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱要綱第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しくおいて、、維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しくましたの、破場した場合、提防、護岸等が決壊した場合、流水の疎通を害し人家、公共施設、農耕地等に基大な被害を与えた場合又は時期出水でこれらのおそれが大きい場合の当該埋そくに係る災害復旧事業としている。この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきものまずで災害復旧事業の対象となることは不適りであることから、設けられている基準である。このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、単に、当該条件に満たない場所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはてきない。なお、採択基準に満たない場合でも、全額起債対象となる一般単独災害復旧事業が適用されるところである。
5:	スパロマフロール 記機生軟	善事美者補助金交付要綱等 により、大学を はたり、大学で がシステップバス導入の ためにパリアリー神と受け を 等整備には、 は がより、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要網が制定され、路線バス事業者等が/ンステップバス導入のためにパリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学職経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 /ンステップバスの導入はパリアリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字パス路線の補助金と約末交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。 これ、他のメニーと同様に計画策定は不要であったという経緯もある。これ、他のメニーと同様に計画策定が養務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に関せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。なれ、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止するさと事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止するさど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止するさとと考える。	地域公共李通確保補 維持改善付要等 動金第一項第15 等第15 等第15 第15 第17 条、第77 条、第77 条		国土交通省	千葉県	C 対応不可	パリアフリー化設備等整備事業については、その効果的・効率的な実施を図る観点から、個々の事業者の経営判断に基づく取組のみならず、地域の特性・実情に応じたパリアフリー化の取組と一体となって行われる車両のパリアフリー化に対して支援することとしている。このため、地域の協議会において作成された計画に基づく事業に対して補助を行うこととしており、効果的・効率的な事業の実施に不可欠であることから、廃止は困難である。

管理番	提案事項	h.,		In the call A sec		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
31!	事務処理特例条例により 移譲した場合の市町村か 5 5国への協議に係る都道 府県の経由の廃止(軌道 法部分)	軌道法関係の認可に係る 国地方運輸局への協務を 等に伴う、知事経済を 廃止できるようにすること。	経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理門建一館(リアレストニスでなる	理の特例の効果) 軌道法施行令第6 条第1項 軌道法に規定する 国土交通大臣の権 限に属するが期間である。		総務省、国土 交通省	熊本県	C 対応不可	構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。
57:	観光圏整備実施計画の認 2 定基準の緩和	光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第 8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定 には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された。法人 格をもつ観光地域づくりブラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を 満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図 られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の 緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基 本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成 24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気をそぐ高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期 待される。 観光圏の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強 化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりブラット プインストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認 の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易で ない点が支障になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易で ない点が支障になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易で であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の 実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	観光圏の整備による観光旅客の来前に る観光旅客の来直に 関する基本方針 ニー1ー(5)		国土交通省 (観光庁)	神奈川県	C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づく9全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする連用をして必要がある。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
457-1	観光振興等に係る事務・ 権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法 に関する事務、観光地域 づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法 に関する登録実施事務の 移譲 ・観光地域づくり相談窓口 の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録施館(以下、「登録ホテル等にようく登録ホテル又は登録施館(以下、「登録ホテル等にという。)を営むものに対し、観光行長官又は都道府県知事はその事業に関い報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)まとなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりに(い制度である。また、現在、があり得ることから、登録ホテル等にはわかりに(い制度である。また、現在、があり得ることから、登録が適切である。たる理会ともは、を担意を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への経験が適切である。(参考) 建築川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移) 加丁にホテル49件、旅館53件、H22・ホテル41件、旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館66件 なお、財建登録数の詳細は不明。国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し、検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なに) 「観光地域づくり相談窓口の移譲】観光圏整備法に基づく明光勝窓口の移譲】観光地域づくり相談窓口の移譲】観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条		国土交通省 (観光庁)	神奈川県	C 対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の抜本 的見直しを検討しているところである。 かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方について検 討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできな い。
457-2	観光振興等に係る事務・ 権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法 に関する事務、観光地域 づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法 に関する登録実施事務の 移譲 ・観光地域づくり相談窓口 の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等)という。を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し、東京をせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方連輪局が行っているが、地方連輪局は全国に10か所(神戸連輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適りである。(参考)神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当課でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館6件 なお、新規登録数の詳細は不明。国際観光不中ル整合6件 なお、新規登録数の詳細は不明。国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し、検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし) 観光、圏を構造に基づ後光圏を確実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整 備法第3条及び第 18条		国土交通省 (観光庁)	神奈川県		【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・ 運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光 地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関す る相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。

管理番	提案事項			In the call A sec	11 (11	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
576	過疎地域市町村における 旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域 を有する市町村で域内 (隣接市町村を含むことも可)の美地しようとする市 時にしようとする市 対についている旅行と営 法で規管のの供託を会 を有が表し、旅行学業 等保証金業を容易に行える ようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であ 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であ が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 ・山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不 可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢 れているが、都市部の旅行業者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造 成が可能な新行業者の多人が少ない、このような現状から、自治体が自ら地 域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場 っているが、都市等を多人が少ない、このような現状から、自治体が自ら地 域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場 合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツアー等)で は、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や実施形態の是正 を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予 算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提実 (第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設 (第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設 (第3種旅行等よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設 (第3種旅行市品造成への要請は当時に比し増大していることから、本提案の 実施型旅行商品造成への要請は当時に比し増大していることから、本提案の ことが可能となる。 【想定される懸念への対策】 動理なより、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図る ことが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、 引要件緩和の対象を行政に限定すること(2)旅行業務取扱管理者の選任に代 えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	旅行業法第3条、7 条、11条の2.12 条の2、旅行業法 施行規則第3条		国土交通省 (観光庁)	長野県	C 対応不可	営業保証金供託義務及び旅行業務取扱管理者選任義務は、旅行取引の公正及び消費者保護を図る上で重要であり、これらの規定を過疎地域であること、対象を行政限定することのみを理由に免除。緩和することはできない。なお、営業保証金供託業務については、旅行業協会に加入することでその5分の1の金額の弁済業務保証金分担金(地域限定旅行業の場合20万円)を納付することで足りる。
770	国有港湾施設の管理権限 の国土交通大臣から港湾 管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	いる防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。	港湾法第52条、第 54条		国土交通省	兵庫県、大阪府	D 現行規定 により対応可 能	国が直轄工事により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。しかし、港湾法では、港湾の管理は未港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工事により整備した港湾施設についても、管理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされているものであり、制度そのものを廃止することは適当ではない。また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の移譲をすることは可能である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
880	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	るインフラ外施設の整備及	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま 西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸を進めている。 を進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。こうしたことから、交通事業者(広島遠交通機)、広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額[こいでも、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。(詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条		国土交通省、 総務省		D 現行規定 により対応可 能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起こすことができることとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ外施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。
881	地域公共交通の利便性向 上に資する事業に対する 起債制限の緩和	及び再生に関する法律」に 基づく軌道運送高度化事 業及び道路運送高度化事 書二ティ・レール化)につ いて、地方財政法第5条第 5号に規定する経費とみな	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、布市も負担金でいる。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コニニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第6条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。(詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関		国土交通省、総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」という。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では 充分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを1地域公共交通や清定事業として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた制造運送高度化実施計画に係る事業に対する法律上の特例措置を請じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティ・レール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定 都市、中核市及び特例市 のみに設審を会について、 希望する市町権任民に、 希望する市町権任民に、 可解とする政策を設置できること を開発する設置できること とする。	用の妨げとなっている。	都市計画法第29条 第1項、第34条第1 項第14号、第78条 第1項、第3項		国土交通省	磐田市	D 現行規定 により対応可 能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地直正化計画前度を創設し、市町村が立地道正化計画を成立において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項 の規定に基づ都市計画 区域又は第一部市計画区域内における開発行為の許 可権限を希望する市町村 に移譲する。	現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条 に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳	都市計画法第29 条第1項		国土交通省	中津市		現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議「同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
429	望する市への移譲	め国土交通省令で定める 上交通省令で定める 上で、 は、 もで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日 程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、	都市計画法第29条 第1項、第78条第1 項	別紙あり	国土交通省	東広島市	D 現行規定 により対応可 能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論に同様、本提案については当省として以下の通りと考える。開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する計定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。
68	町村の都市計画の決定に 関する都道府県の同意の 廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村におけて知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることされている。 都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19、02km)ことから人口規模は、21.479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画直路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。》 (全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。) これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 (具体的な支障事例】 現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。			国土交通省	酒々井町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、後において指し、等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号。第1次分権・括法。)において措置に関する法律(平成23年法律第37号。第1次分権・括法。)において措定とこであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

管理番	提案事項			In the Late	11 (11	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
970	町村の都市計画の決定に 関する都道府県の同意の 廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の 同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に 協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠 付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要である とされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模 において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が 不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を超えた広域的 な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるために も、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。		本件については第 4次一括法(平成26 年5月28日成立)に 向けて提案もしてい もものであが、第 4次一括法では実 現されなかったもの である。		全国町村会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。
117	力化	都市公園法第16条第1項 に、第48条の2第1項の規 に、第48条の2第1項の規 による市町村の都市計画 送第18条の2第1項の規 による市町村の都市計に定め られている場合市計画にめ られている場合市計画に対 る基本的な方分かに る基本的な方針かに対 る基本的な方針が で を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっ ていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況であ る。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 報本公園を成し、七場会、報本早間の報本環境の更化が懸念されるが、同	A		国土交通省	芦別市	D 現行規定 により対応可 能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に保る都市計画事業が施行される場合、②その公園をは特別の必要がある場合、②泉企される都市公園に行わるべき都市公園が設置される場合、②公園管理者がその土地物件に保る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貨借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理にはける技術的助言である都で公園、送運用指針を参考に、零観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益と特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
340	都市公園の保存規定の弾 カ化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係るの場合のあって、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあって、 (当該地名場合」とする多等、条例に定める場合」とできるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置線地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地線団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防滅災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後の一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所・約126ha。このうち、約2496(箇所ペース)が供用後30年以上発過。10年後は約4割が供用後30年と経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の投外公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を使用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することとはり、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】本市においても都市公園の区域内においてしいるが、法第十六条第一号「都市公園の区域内においても、本市計画事業が施行される場合の他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園の医域内における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園の医域内における「公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については対応していない、法第十六条第一号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。		都市公園の保存規 定の弾力化につい て(必要性、支障事 例、制度改正の効 果等)	国土交通省	北上市	D 現行規定 により対応可 能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園に関連者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園に回いて、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の使収の全部又は一部に可いるが消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の壁の全部又は一部に加入の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法連用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、定提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。
861	替事業の施行要件の一部 の廃止等	公営住宅建替事業の定義 である現地建替要件を廃 止して、非知建替も公営 住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行 要件である敷地規模要件 (市街地の1ha以上)及び戸 数要件(従前戸数以上)を 廃止する。	戸数未満の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建	公営住宅法第2条· 第30条 公営住宅法施行令 第10条		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家實で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけでなく、従前入民者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明波請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業として認められていない。公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件に効率的な建替えを実施するため、戸数要件とは公営住宅が不足しているが規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足しているが見でで従前から居住している入居者の公営住宅への両入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

管理番	提案事項			In the Land		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
57	過疎地域自立促進方針に 係る関係大臣の協議、同 意の廃止	県が過疎地域の自立促進 に開する基本的な事項 を業交通通る基本、観光の 産業、交通通信基本的 では、 では、 では、 では、 では、 が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	し、調査に時間を要じている。この方針に基づぎ、市町村は「週珠地域目立使 進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】			総務省、 農林水通省 国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体の基本は市町村とし法第2条)、これに都道府県が協力したることをされている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性、主体性を最大限尊重する趣旨から、国の関与は必要最低限にとどめられている。。過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は国による必要最低限の唯一の事前の関与して定められているものであり、廃止することはできない。
227		計画の変更に係る都道府 県の協議が必要なものの うち、事業を中止した場合 又は大幅な事業量の減が あった場合については、協	そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業 量の滅については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断 することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出	特別措置法第6条 第4項、第7項 平成22年12月22 日付け総行過第1 43号、22農振第1		総務省、 農林水産省 国土交通省	宮城県	C 対応不可	市町村計画はあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている(法第6条第1項)。 市町村が実際の過疎対策を請する場合には、都道府県の密接な連携と都道府県成域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県所は市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の諸施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとが一体となって過速地域の自立促進等を推進する程といて都道府県・市町村等が一体となって過速地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。

管理番	提案事項			Import A A	N (44	制度の所管・	10-1-11		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
153	登及パ保全の方針に関す	都市計画法第15条において、都市計画法第15条において、都市計画区域の整備開発の都大計画区域のの方針に関連法第6条の210 策定 はいるが、都市計画区域が都市計画区域が都市市町台の域大を開発を市町村の区域内で、大きないるが、東大学では、大きないるが、大きないるが、大きないるが、大きないるが、大きないる。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※結認、19年間では、19年間	都市計画法第15条 第1項第2号	・都市計画区域マス タープラン策定権限 の市町村への移譲 (参考資料)		鳥取県・徳島	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年1月20日開議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日開議決定)、「地域主権戦略大網」(平成22年6月22日開議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 まての議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画区域マイの方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関するが必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスターブランには、土地利用、都市施設の整備、扱び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、未しら都市計画にはマスターブランには、土地利用、都市施設の整備、及び市街地開発事業に関する都市計画に対策をのから決定すぐき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定することが適切である。 もため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。の見通と影響することが近望ましいことからも、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 の見通と影響することが近望ましいことからも、広域の見地から都道府県が決定するとが適切である。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画区域マスターブランを定めるにあたって、地域の現場が決定するとが適切である。 て、都市計画区域全体総合的に制策して都市計画区域マスターブランを定める能力があることから、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るたて、都市計画区域全体を総合的に割まして、都市計画区域マスターブランを定める能力があることから、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた。 して、都市については、都方開東に準じた都市計画区域マスターブランの対策を指するという、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の様性を図るた。 大阪衛間である。 大阪衛間では、大阪衛間である。 大阪衛間では、大阪衛間である。
771	都道府県内の供用済の国 営公園の都道府県への移 譲	結する公園の供用した区	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。	都市公園法第2条 の3		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映させ、また、供用後も利用状況をふまえ施設の追加整備を行うなど、部分区域の供用をもって整備が概成するものではない。さらに、既供用区域のみを切り分ける供用区域にまたがる施設(上下水道等)もあり、既供用区域のみを切り分ける前提にはなっておらず、整備と概成までの管理は密接に関連している。以上より、整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管することは困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
37	機村地域工業等導入促進 4 法の適用人口要件の緩和	農村地域工業等導入促進 法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって 人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工	成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上と	農村地域工業等導入促進法第2条第 1項本文かつコ書き 同法施行令第3条 第4号ア	【提出資料】	農林水産省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省	九州地方知事会	C 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の影響者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。
24	計画の作成・変更する場	市町村が特定農山村法に 基づき農林業等活性化基 整整備計画を作成・変更 する場合の都道府県知事 への協議・同意を廃止す る。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意 が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と 計画の一部分であり、本法自体が、市前村か中心となって地域の自主性を生 かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後 の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っているとことであり、本 法令による義務付けの必要性がないと考える。	おける農林業等の 活性化のための基		農林水産省、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、金融、	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようまするときには、「促進事業の実施に関する事項の外、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農山・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
42-	9 の規制権和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの難用水の供給条件の紙額和や手線の簡素規定され、近半期水道事業法を規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要のかい離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給係件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 建用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、維用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水道等用水の未利用水を幅広(活用することは、工業用水道事業はの企びであることは、工業用水道事業の必要を出工業用水があるとは、工業用水道事業の必要では一まであることは、工業の垣根を超えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を超えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できることが、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を超えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、幾用水の供給要件機和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法第2条		経済産業省、国土交通省	熊本県、福岡県	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁536。最高數544)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁537)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的に傾用すること」とされている。河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占用を行いたい場合は河川管理者からの幹可が必要となっている。ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないこととなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。
71	要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐耐力量を経過限の ・ では、 ・ では、 ・ で用いたない。 ・ で用いたが、 ・ で用いた。 ・ では、 ・ では、	【制度改正の必要性】 草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。 ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を滋賀県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめてしまうことを危惧している。この危惧を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。 【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめるおそれが低減し、譲渡がより推進されやなる。また、計用年を過ぎた改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考える。	29条第1項、公営 住宅法第44条第1 項		国土交通省	草津市	C 対応不可	補助事業等による取得財産等の処分については、補助金適正化法第22条による財産処分の制限を受けている。同条の趣旨は、補助自的の完全達成を図るため、原則として交付行政庁の承認を受けずに、補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の処分を禁止するものである。一方、住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を目的としており、改良任宅は当該政策目的のために、国の補助を受け、供給されるものである。住宅地区改良法第29条において準用することとされている公営住宅法第44条の規定については、上述の補助金適正化法第22条と同総に公司を行うことは、補助目的つまり生宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金直正化法第22条と同様に、交付行政庁(国土交通大臣)がその承認を行うべきであると考える。よって、当該承認権限を交付行政庁ではない都道府県知事に移譲することはできない。

管理番	提案事項			In the Late	11 (11	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
40\$	市(特別区を含む)が建築 主事を設置する際の都道 府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県の言意を要しない協議を、同意を要しない協議を、高かせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施股内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移験されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含り)については、同法第4条の2の規定に基さき建築主事を設置している時別をでは、同法第9条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別をでは、市並みの建築主事の設置について東京都のは、東京都市計画として既に、市がの建築主事の設置について東京都側は広城調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有えない。また、指定確認後査機関に一体的に整理がされており、各特別とにおいて当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有えない。また、指定確認後査機関に一体的に整理がされており、各特別とにおいて当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有えない。また、指定確認後査機関でも過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別と同様に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第9条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。	建築基準法第4条 第3項、同法第97条 の3		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成23年法律第105号)における議論)において見直しを行わないという結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、本語原果と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本条項については平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため「同意が追加されたこと等から、見直しを行わないこととなっている。 なお、ご指摘の都市計画法との市が都市計画を決定する際の都道府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定(「地方分権改革推進計画」)において結論を得たものであり、同閣議決定を受けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次一括法(平成23年の地方分度第1次)を開始されている。
35	土地利用基本計画の策定 義務の廃止	都道府県に対する土地利 用基本計画の策定の義務 付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及文原計画)を基本とするとされており、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも「後追い計画」との批判が多い。なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規正法の総合調整機能を果たしている。 【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかける必要のない1ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあたり、多大な事務量が生じている。			国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会第3次 勧告)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21 年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠 となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容 する場合に該当するとの結論が得られている。

管理番	提案事項	h., z.m 5.11 / . ±		In the case of the		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
17	土地利用基本計画の策 定・変更に係る国土交通 大臣への議の意見聴 取・報告への変更	国土利用計画法に基づき 都道府県が土地利用基際 計画を策立変更する際に 義務付けられている国土 交通意見聴取・報告へ変更 する。		国土利用計画法第 9条第10項、14項	(参考資料) 鳥取県土地利用基 本計画の変更にか かる手続き期間の 事例	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると素切している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私協議とするとの結論が得られている。
24	土地利用基本計画の策 定・変更に係る国土交通 大臣への協議の意見聴取 への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている際に表大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。 協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取一②国との事前調整一②審議会諮問一④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議。国立公園に係る大臣指定など)。あらかじめ調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している。事前調をが必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している間解活で可との調整は意見聴取で知成でる場合とな過。国定公園の国定公園の国方会園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で出保で高さる品と考える。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。			国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推議を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権収が記分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

管理番	提案事項	********		ATT the NA A AA	7 0 W (###7##T)	制度の所管・	## # ##		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
711	都道府県の土地利用基本 計画の変更に係る国土交 通大臣への協議の事後報 告への変更	都道府県が土地利用基本	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街に区域編入、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、特別に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制版において、事前に図の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることが多いため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事集に学う森林地域の縮小案件の方は、3件がメガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の手は、20件程度が予想される(平成6年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される(2)のであり、平成27年度は、20件程度が予想される(2)のであり、平成27年度には、20件程度が予想される(2)のであり、東京27年度には、20件程度が予想される(3)のであり、東京27年度には、20件程度が予想される(3)のであり、東京27年度には、20年程度が予想される(3)のであり、第一次では、20年程度が予想される(3)のであり、第一次では、20年程度が予想される(3)のであり、2000では	国土利用計画法第 9条第14項		国土交通省	栃木県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進の図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の副具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ事ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの)等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。
824	に係る国土交通大臣への 協議の報告への変更	ついて、その実態を踏まえ	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議する こととなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等のの協規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、企業協議なるとなっているが、この協議内容に集実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通を通じて協議となてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	国土利用計画法第 9条第10項		国土交通省	兵庫県、京都 大阪府、大阪府、高県 和歌山県、徳島県 東、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進の図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・養務に関わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
967	への変更 への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用 基本計画を策定・変更する 際に義務付けられている 国主交通大臣への協議を 廃止し、意見聴取へ変更 する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取・②国との事前調整・③審議会諮問・④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)。あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用関係市前村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園国定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考える。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照金を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照金を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。			国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人を担い、議察に関わるもの)等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。
36	土地利用審査会委員の任 命・解任に係る議会の同 意の廃止	を行うため、都道府県知事 が行う土地利用審査会委 員の任命・解任に当たっ	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持っため、その任命・解任については都道府県知義会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在学せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連存で深い、都市計画法に基づく開発審委委員会はびにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失している。 【現行制度の支障事例】 議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で発員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。			国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」の議論)において結論が出ていると承知している。 土地利用審査会は、開家審査会と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持っことから、その委員の任命等に 思ての財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持っことから、その委員の任命等に また、開発審査会の主な事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査 請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事実行為を規制するものであるのに対して、土地利用審査会の主な事務は、規制区域の指定の確認をそ行うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分権 に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。 一方、委員の選任について議会の同意を要する機関には、土地利用審査会のほか、公安 責負金、教育委員会などがある。大きな影響を与える権限を担うことから、そ 支負金、教育委員会、収制の豊全の表決に先立って、国土交通大臣又は都道府県和事が を養利を取り扱少収用委員会などがある主かが事業の要と使属を担うことから、そ の委員の選任には議会の同意を必要としいる。 土地収用においては、収用の委員会などがある主かが事業認定を行うこととされており、起来者の事業を進行する意思・能か、土地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が特定される。そ の上で収用委員会は、裁決申請の対象にある土地が事業犯定を受けた事業の対象区域におければ対していての確認(確認が得られなければ対して、大き利用審査会は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ対して、大き利用審査会は、規制を関すの計算の許可申請に対する不許可 処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や電視区域の制造への 恵見申出などを行う他である。 収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内の方法裁申請された個別具体の事業にその権限を有している。以上のような土地利用審査会の権限に確決れば、土地利用審査会の委員任命にあたって 議会同意をなくすことは、きわめて困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
8	区域区分に関する都市計 画の決定権限に係る市町 村への移譲	第2号を削除し、区域区分 に関する都市計画は市町	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グルーブでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施している状況で行うに必要である。都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はななっている。また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえでの阻害要因となっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを限開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考える。そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考えるが、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	都市計画法第15条 第1項第2号		国土交通省	松前町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・都市計画区域で整備、マスターブラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、線 水多ものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都定して始られるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都定して始らが適切である。
82	区域区分に関する都市計 画の決定権限に係る市へ の移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本実は地域の実情及が課題を熟知した上で都市の押条像を描くことができなければ、適切に決定又は変更をすることは困難と思われる。また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市問競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画とそ、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスターブランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	都巾計画法第15 条第1項		国土交通省	新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)、決定に至るまでの議論において結論が出ていると表知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備文は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
658	区域区分等に関する都市 計画の決定権限に係る市 への移譲	現在都道府県が処理して いる区域区分等に関する 都市計画の決定の権限 を、市に移譲する。	[制度改正の経緯]平成22年6月22日開議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された開発方針等に関する犯計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。「大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪	都市計画法第15条 第1項、第87条の2 第1項		国土交通省	八王子市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域、根地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに基めて、都市計画区域の指定単に本都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が高いことから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第10号6第2次分権一括法。)において、区域区分に関する部市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。
839		区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 譲する。 第1項に基がま15条 第1項に基づき都道所県 が区域区分の市町村が主体性をもって地域の実情 体性をもって地域の実情 に所要の措置を求めま す。	【本町の可能性】 不町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道 の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備 を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平 成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれた ポテンシャルの高い町として、県央地域の枢要な地位を占めつつあります。 【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の 措定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。 近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が 円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市制画法 第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取構 着望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内 に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と話開発の防止を 今日ではむしろまちづらりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現 実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改革の効果負責重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の工作とを図る土地政策を行うことが可能になる。 【制度改革の効果負責重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の工作とのでは、まずによめ】 ついては、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15 条第1項	別紙あり 安倍や人の設定を は減少る 「他方が創生ない推る者」 (仮称、政策がより、 会後、政を挙いる。 えを示している。	国土交通省	茨城町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)、大地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)が決定に至るまでの議論において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域中スターブラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
875		都市計画法第15条を改 正し、区域区分に関する都 市計画について、都道府 県決定を市町村決定にす る。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残少をかけ、緊急的に各種施策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町との調整等に多大な時間を要することになる。また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	都市計画法15条		国土交通省	近江八幡市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣 議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考え る。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を 対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域 マスターブラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑 地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定めら れるものであることに鑑みて、都市計画区域の相定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めること が適切である。
171	び一級河川(指定区間)に 関する都市計画決定に係 る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画の方ち、国土交通大臣協議〜同意(経市計画法 18条3項)が必要み書に間のいては、「ある都市計画法として、明記されている。代本市計画として、明記されている。(都市計保全の方針国道・一般の高速・級知川、国・一般国河、国主、のうち、一般、銀河川、国土続きの廃止を提案するもの。	速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日	都市計画法第18条 第3項 都市計画法施行令 12条第4号イ及びホ	別紙あり	国土交通省	鳥取県·京都 府・大阪府・ 徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 本語、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
965	一般国道(指定区間外)及 び一般河川(指定区間)に 関する都市計画決定に係 る国の同意協議の廃止	大な関係がある都市計画」 として、都市計画法施行令 12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 「過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都市計画法第18条 第3項、都市計画法 施行令12条第4号 イ及びホ		国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて、(平成25年3月12日間議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日間議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。
704	る都市計画決定等に係る	県が管理する指定区間外 国道に関する都市計画決 定(変更)について、国土 交が大臣の協議同意が相談 められているが、事前相談 を含め、相当に時間を要し ている現状から、同意等の	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に警を及ぼさないと考えられる事案であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり) 【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度:7件申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法第18条 第3項, 同法施行	(都市局追配) 参考資料あり	国土交通省	鹿児島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて、(平成25年3月12日開議決定)、「地方分権な革推進計画」(平成21年12月18日開議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行っこととされており、国内書に重大な関係がある都市計画である。 なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
175	区域区分に関する都市計 画決定に係る国の同意協 議の廃止		【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性当該協議については、「義移付け・枠付けの第4次目直」の検討が際に、既に上配と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議へ同意の廃止は根西道、速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局協議60日に)に、法律を処理期間を設定していただいて、標準処理期間事前、協議60日に対して様準処理期間を設定していただいて、標準の通期間等前協議60日に対し、実体のことでは、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定していたがし、当該協議へ同意を成していた。としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定していたが、当該、日報を開催であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議へ同意を廃止したとしても、国土形成計画「国法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整を行うため、都市的土地利目と農地保全との調整も可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利目と農地保全との調整も可能と考えること、ことは、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対し、日本に対して、日本に対して、日本に対し、日本に対し、日本に対して、日本に対し	都市計画法第18条 第3項、都市計画法 施行令12条第4号 イ及びホ	別紙あり	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。。国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農林政産大臣のは一般のみで朝むとなる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地を転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道 府県が区域区分に関する 都市計画(区域区分を定 都のる都市計画区域マス タープランを含む。)を決 定・変更する際の国土交 定・変更する際の同意協議を廃 止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意 区域区分に関する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、 この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間 を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市 計画審議会へ諮ることができなかった。)。 都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組の保持が必要」としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。	都市計画法施行令 第12条第1号及び 第2号		国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と展地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。最地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を多大な混乱を表したらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。

管理番	提案事項			ATT the NA A ACT	7 - N. (44 = 7 + - 7)	制度の所管・	######		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
599	「区域区分」に関する都市	都道府県が決定する「都 市計画区域の整備、開発 及び保全の方針」及び 「区域区分」の大臣同意の 廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5~7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じさせている。 【廃止を求める理由】「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利第に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。また、「区域の分」に関で分し、情報に関密区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくいため、これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とはいえないことから、大臣同意の廃止を求める。	都市計画法第18		国土交通省	京都府·大阪· 高島県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると素知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。国 国利書に重大な関係がある都市計画との調整を行っているところ、そのうち、例えば、区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては、農地水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては、農地和所が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な組みが確保もれてきたとっ、農地法を改正することない、都市計画とのみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と思想にからまれている場では、現在の枠組みによって確保されている都市政策と思想にから特別に定めら、地方分権を引きる必要があるとの観点から、カナ分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。
67€	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び近郊線地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止	【制度改正の必要性】 第1次動告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針(以下、整開保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る 部分を除き不要とすべきとしている。 整開保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の 実情にあった計画であるべきだが、国の関与が必要なため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続き進める上でも支障となっている。 【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】 ①整開保及び区域区分について 以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的 に市街化調整区域の開発制限のため、国の施策の実現ができない恐れはな いと考えることに加え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項 に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。 また、農林漁業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な 計可手続を経れば足りると考える。 ②近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区に立いて 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区に一いて 近郊緑地特別保全地区と同様と 考えるため。 【法改正イメージ】 都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「但し、法第6条 の2の規定は、適用しない。」を追加する。	の2、第7条、第18 条、第87条の2		国土交通省	横浜市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日間議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日間議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日間議決定)、 決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、表現案については当者として以下のとおりと考える。 国の判書に重大な関係がある都市計画(都市計画)法施行令第14条)については、 国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのう 5、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農料 が届出のみで可能となる等都市的土地利用と患り受全との連携を確保する一体的 な枠組みが確保まれてきたところ。農地表のとからでは、は接を確保する一体的 な枠組みが確保まれてきたところ。農地表しまの上である。 した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出 な枠組みが確保まれてきたところ。農地表地が併れ(得ることとなり、住民等に を大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されているよう また、近郊総地特別保全地区については、特別総地会地区のうち近郊緑地特別 保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位 置付けから、特別にその55%を国が補助することとされているところ(通常の特別解 地保全地区に好する国の補助率は1/3とされている。)。近郊緑地特別保全地区の地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大き(後度34までは、特別地である。 にのよりまでは、特別はでは、特別はでは、特別はでは、特別はでは、特別はでは、特別にその55%を国が補助することとされている。。 のこれ、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画で国が新設する都市 他民を係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるをの 観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容 するとの結論が得られているものである。

管理番	提案事項			In the colonial Auto-	- u ut	制度の所管・	10-1-11		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市 計画決定における国の同 意協議の廃止	国土交通大臣に協議の	【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。 【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。【廃止を求める理由】 ① 住民に身近な所で都市計画決定すべき・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能 ② 地方自治体の基盤強化に繋がる・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される。「優上対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】 ①区域区分:一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能 ②都市再生特別地区:都市再生特別地居・都市再生特別地居・都市再生特別地居・都市再生特別地居・都市再生特別地居・活即、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要。 ③ 臨港地区、港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要。 ④ 随路地路、港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要。	都市計画法第18条 第3項 都市計画 法施行令第12条第 1項		国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日間議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。なお、過去な臣(南族 小表提案については当省として以下のとおりと考える。から、例えば、「区域区分に関する都市計画を施より、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、「区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した。長書集農地はであるかろいに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存に得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらずおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策定農地、農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。・また、近郊緑地特別保全地区でいては、特別は保全地区のうち近郊緑地特別保全地区については、特別は保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に対する国の補助事は「シスとされている。」近郊緑地特別保全地区でかせ保全地区に対する国の補助事は「メスとされているところ(通常の特別緑地保全地区が大きく後退するおそれがある。このほか、国の政策上の規則に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点がちみ行るを発力においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。
803	区域区分に関する都市計 画決定にかかる農林水産 大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするをきは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月~12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議)) 平成20年8月~12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条 第1項		国土交通省、農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和取県、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。これまで区域区分の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内において農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正する上で、表地大きの正式のよいて、届出のみで転用であるが否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と無用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
966	区域区分に関する都市計 画決定に係る国の同意協 議の廃止	都市計画法に基づき都道	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、落巻付け・枠付けの第々央見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該接案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議を同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、規準処理期間事前協議の日間、法位議議30日間)を設定していただいたところである。これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」というだり、一部である。というに、「国の利害に重大な関係がある」というにしたところである。 国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	施行令12条第4号 イ及びホ		国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。
208	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更 に関し、都道府県知事へ の同意協議を廃止し、報 音ので都市計画決定で きることとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の総覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の総覧を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増えている。市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人声域域が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用人上域のが問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用人上域のが問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用、大地域のが問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用いて、推進することができる。	都市計画法第19条 第3項、第21条第2		国土交通省	磐田市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日開議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日開議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

管理番	提案事項			TELINO YEAR	7 - N. /#=======	制度の所管・	######		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
434	域が完結している指定都 市の都市計画決定案件	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知会において、県知会議を廃止することを提案する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。 このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるものを除いて、都市計画区域マスターブラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。このような状況の変化を診まえ、都市計画区域マスターブランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、規知事への協議を廃止することを提案する。なお、県知事への協議を廃止することを提案する。なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を指示計画案件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を指示計画文件ごとに下協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間をおよたいる。年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦質、都市計画審議会などを実施しなければならない。また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行う場合は数十種類の提出が求められる。さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。			国土交通省	神戸市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて(平成25年3月12日開議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月16日開議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 いる。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定都市を含む市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うとされてきたところ。この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していることを路まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市においては同意を要しない協議を引き続き存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られているものである。)。
253	開発審査会設置の主体の拡大	如太加 珊オスーレレナかた	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29 条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該 許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条 例により、高岡市に移譲されているところ。 市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同志第34条各号に 定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審議会(同法第18条)の議を経て、同 号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委者なければならない状況となっている。 【制度改正の内容】開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市両村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り計らうことができるととすることが望ましい。現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。	【都市計画法】・第		国土交通省	高岡市	D 現行規定 により対応可 能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成、都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討されたい。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
39	定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第37条の3第1項で規定する都市計画法第67令第48条第1項を改正する。	東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域 の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や 都、関係自治体との協議により確保が可能である。	都市計画法第87条 の3第1項	別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)が定に至るまでの議論において結論が出ていると乗知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。
40	。屋外広告物法に基づく条	体である市町村の特例に おいて、都道府県との協 議に縛られず市町村にお いて屋外広告物条例を定	【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月 に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等 と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、 屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、 事家都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体 としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。 【現行制度で対応困難な理由】 条例制定を可能とする必要がある。 【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考え を確認したとろ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、 地方都市と異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えてい る。過去に相談があった図にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。		別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が協議するスキームとすることが適切である。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
50	礎調査の実施	都道府県はおおむね5年 ごとに都市計画に関するととに称れて計画を行うこと 注細な基礎的なまたづくりを進めるに、まないので、まないので、まないので、まないので、まないので、で、まないので、で、まないので、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、から、	【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。 [支障事例] 例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。 【求める措置内容】 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。			国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日間議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	3 .	【制度改正の必要性】 都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』と、並びに区域区分や都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている』と、並びに区域区分や都市計画区域マスターブランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。 【支障事例】 新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査がリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態である。人口調査など調査を分の設定は関係市町の変をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人ロデータをGIS対応の表果データをLに対かたが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。【懸念に対する方策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と打定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の場所に対する交付税措置と同様に指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきた。			国土交通省	新潟市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 およの議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道所県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
598	都市計画基礎調査の実施 主体及び実施時期の見直 し		【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	都市計画法第6条 第1項		国土交通省	京都府·德島	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日開議決定)「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日開議決定)の決定に至るまでの議論において結論が出ていると未知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 お市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市前計の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施のに勘索する必要があり、都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状况等を総合的に勘索する必要があり、都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状况等を総合的に勘索する必要がある。都市計画区域の都市の現況及び将来の見通しを、的確かつ裁一的に把握する必要がある。また、人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加など。の都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用をとの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用とどの都市的課題にもない都市の現況および得来の見通しを的確に把握することが必要であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくとも概ねら年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査疾施復復の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。
670	の都市計画区域とすること	定する都市計画区域を指	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。 広域都市計画区域に属する本布(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。制度上、法第15条の20回申出、法第18条の意見聴取、法第18条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。 【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域(広域都市計画区域が保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで「区域区分の決定に関する方針」を定めるとができる。 【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の機を進行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権陸を構を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限をでの指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	都市計画法第5条、第6条の2、第15 条、第87条の2		国土交通省	堺市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「美務付け・枠付けの第4次見直しについて」に東広25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえて指定されるものである。区域区分の有無やその方針と度める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域で入り有無がである。と域区分の有無がである。と域区域の内外にわたり指定されることから、都道府県が定めることとされている。都市計画区域マスターブランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地と断名事業を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。都市計画に域マスターブランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地間発事業に関する主要な都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する著の市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する記とが適切である。

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10-1		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
71:	地方公共団体が行う市街 化調整区域内の開発行為 等について開発許可を不 要とすること	については、行為目的によ り必要な開発審査会の議 を不要とすることを含めて 許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、こかる改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審金金(事務局・県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発等人のよりを開発するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していくことも考えられる。 【制度改正の必要性】市町村が建い意志をもって行う政策として開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体、特に事務権限委譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。			国土交通省	聖籠町	C 対応不可	市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することとの均衡を図る観点等から、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月31日公布)において、開発許可を要することとした。 但し、市町村については都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することともって、許可があったものとみなされることとしているところ。
67-	都市計画事業の認可権限 に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県 知事の認可を受けて施行 することになっている都市 計画事業の認可権限を指 定都市に移譲	【具体的な支障事例】 都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることからも、都市計画と事業の認可は一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局 都市計画度)が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可図書等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念に対する方策】 都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部書にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けることで、収別に対する公平性、公正性、透明性を確保できると考える。なお、土地収用、日本の事業認定権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効果の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【法改正イメージ】 都市計画法第87条の2に、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条		国土交通省	横浜市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」 (平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣 議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考え る。都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されること から、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公 正性を確保することが必要であることから、土地収用法においても、収用権を 付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
83	市施行土地区画整理事業 の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の性限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 ((板称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定接地割込みを行っている。しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退季を誘因するとともに、関係地権者の意欲低下につながることが懸念される。このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的なニーズは高いと推察される。以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。 (過去の議論を踏まえた検討) 設計の概要については、道否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、道での判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は、当の議論を踏まえた、資土地区画を理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は、までは、第1項)、利害関係者は意見書を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議になければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で定めるものではない。		別紙あり	国土交通省	新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「土地区画整理事業の、その事業の性質から関係権利で強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ、従って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。
405		しようとする都を注信所即村にあっては都近保知ない特別にあっては都近はければならない特別医を含むり込むれい情発表に定かいまかれているが、市町村が発車においては、市町村を開発事業においては、市町横移事業の認った。 県知事に協議を事業の表す。 県知事にはないできるよう、法 改正をされたい。 ※その他(特記事項)のと	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい。下町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることされたい。 【制度改正の効果等】 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの経由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地市市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。追い床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。といった事務処理が効率化されることが見込まれる。また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。 ※その他(特記事項)のとおり、「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。		別紙あり	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」 (平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出 ていると承知している。 なお、過去の議論においては「都道府県知事が処理している個人施行者又は 再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発 組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再 開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同 事業に対する措置命令及び監督(7条の9第1項、11条1項から3項、50条の 2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2)については、 指定都市へ移譲する。」としているところである。

管理番	提案事項	h.,		In the call A sec		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
44	埋立地の権利移転等・用 途変更に係る都道府県知 事の許可に係る国土交通 大臣の協議の廃止	市計画との整合性等地域 の実情に応じた港湾行政 を行っており、また、埋立 地の有効かつ適切な利活 用の促進の観点から、用 地の売却・貸付についても 迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が相談の管理をでいる。「本学の管理者」が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してする上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、本別の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に利活用をしていてとができる。【事情変更(現行制度の支障事例)】企業との交渉端緒において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議)月とその事前觀整3月)が必要であることを説明すると、調達コストの見通し・出店計画など経営判断に時間を要することになり、進出をためらう要因となっている。標準ガイドラインのなお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別的判断が必要な事例もある。	公有水面埋立法第 27条第3項、第29条 第3項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の理立については、その理立免許に際し、国の経済活動や海上を通の安全、防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との核、大臣、協議の迅速化を図るため、事前調整を含かた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。
215	埋立地の権利移転等に係 る都道府県知事の許可に 係る国土交通大臣の協議 の一部廃止	通大臣への協議につい て、免許出願時に権利移	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書申「3埋立地の用途」の概要 (権利移転の予定を含む)が判明する資料を添付しており、分譲埋立てとして権利移転を含めて認可を得ていても、実際の権利移転の所に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が二重となっている。このため、免許の出願内容とおりに権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	公有水面埋立法第 27条第3項		国土交通省	福島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去も成論においては「公有水面は、法律上、国の所有に属する公 なお、過失されるべき水域であることから、一定の理立については、その理立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。理立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
803	る権利移転等の許可に関 する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交の進大臣協議を廃止することを求める。	【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。 当該協議に係る審査内容は、処分価かて重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2~3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行うラスで支障が生じている。【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活の観点から、国土交通大臣への協議を廃止するとにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。	27条第3項、第29条 第3項		国土交通省	兵庫県、京都 府、大阪府、 徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の理立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、(協議の迅速化を図るため、事前順整を含かた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。
49	埋立地の権利移転等・用 途変更に関する処分制限 期間等短縮に係る国土交 通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都域を合性等地の政治を合性等にないまた。 を行うでは、また。埋利工 のではいまで、埋利工 のにいまで、埋利工 用の促却・強にのは、かり、対対のがの観付対応がの観付対応がある。では、 では、記る。では、では、では、では、では、 のにも、記る。を通る、を の関係となる。 の関係となる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化してる上、経営判断が迅速化している。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に利活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準ガイドラインによると4か月(大臣協議1月とその事前調整3月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かいる表が対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。	港湾法第58条第3項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの 議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公 大の用に供されるべき水域であることから、一定の理立については、その理 立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が 認可を行っている。理立地の処分・用途変更の際においても、同様の観点か ら、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要であ 5、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要なの観点から 現点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間 を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が 出てされており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
408	生産緑地指定下限面積の 廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区含含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500mの指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実に鑑み、営農者の保護関商成とともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産独地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。なお、農業者の負担を軽減、部市農地が保全されることにより、意欲を持つ付けを廃止し、指定下限面積積が完全ようにすべきである。なお、農業者の負担を軽減、部市農地が保全されることにより、意欲を持つで営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能、農産物性総機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	生産緑地法第3条 第1項		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論に同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地境能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の機能が等地で影価できる最低限度として300㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 [支障事例] 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を行ることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意総税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 のように、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 のように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利予税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 [提案内容] そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、こついても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を複和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	生産緑地法第3条		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	本提案のうち面積要件については、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論(同様・当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として関値できる最低度として500かごと設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。まかため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積を大き、農業用施設用地の相続や生産緑地の賃貸は、生産緑地地区の指定の解除とは関わりがない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
51:	船員の雇用保険関係事務 3 の国から都道府県への移 譲	船員の雇用保険関係事務 (失業認定、賃金日額確定 等を都道府県に移譲す る。	おいて一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都 道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、	(失業の認定)、第 19条(基本手当て の減額)、第24条 (訓練延長給付)、 第25条(広域延長		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は船員の求職活動を確認して行うものであり、船員職業組入と密接不可分であるため、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり、 (1) 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によつては財政状況に不り歯が生じ、※)、雇用保険業務を都道府県におりる民族科の大部なこのため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク外散を図るとともに、制度の全国的適宜により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を呈した。治療の全国的適宜により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管準保険として適営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18 年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。②また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県にお管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の監絡の恐れがあることから不適切である。 ※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。③さらに、雇用保険の分離をしたことで雇用保険の完整が長とことで雇用保険の分離をしたこととを保険制度であり、過去にイギリスにおして職業紹介と雇用保険の分離をしたこととを展り、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離とたこととで雇用保険の一般に対していましていまる。と、東京は、日本の公司を表ものと、東京の会員、日本の公司を表ものと、東京の会員、日本の公司を表ものと、東京の会員、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものと、日本の公司を表ものといるのでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものといるのでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表もののでは、日本の公司を表ものといるのでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本のとのでは、日本の公司を表ものでは、日本の公司を表ものでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のとは、日本のので
51:	都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事 務(求職申込の受付、職業 紹介、相談、情報提供等) を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の 厦内に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県と しては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと 考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の 船員の住所地で場所では場所で職業紹介を行るようにすれば、相談から 就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等 を実施) 貫した支援を行うことができ、求職者等の利便性が向上する。な が、雇用保険の財政責任と運営主体の不一致、職業紹介の全国ネットワーク が維持できななる。全国一斉の屋日対策が講じられななる。ILO条約を守る ことができななる。ともの上のでは、全国知事会が作成した「ハローワークは地方移管でこう変わる」(別添参照)により、解決できるものと考える。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に 電に接点を持っており、よりきめ細かい職業紹介や相談への対応が可能であ る。	船員職業安定法第 15条(求人求職の 申込みの受件の 明示)、第17・18条 (紹介)、第20条(求		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	船員の職業紹介は、海上輸送を担う優秀な船員の安定的確保を図るために不可欠な事務である。また、当該業務は、求職者の住所、求人者の住所、就業場所が船舶が航行又は操業する海域及び入出港する地域という広域にまたがることから都道府県・地域ブロック単位ではなく国が広域的・一元的に実施する必要があり、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政(免許その他の資格、職務その他の労働条件、労働基準、産業等)と一体的に実施する必要があることから、地方公共団体へ移管することは合理的でないため、適当ではない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
77!		事務所への食品リサイク ル法に基準以下の権限を、 必要となる人員、財源とした。 といるが、 をは、国から都道所とへ 移譲すること。(大臣・知の が行権限しする) 事業者等への立入検査、 報告徴収 事事、公 表、助言	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】 都道等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指資を実施することができる。また、大臣と記をはない。事業者への統一的な指資を実施することが、日本では、事業者への統一的な指資を実施することが、日本では、事業者への統一的な指資を実施することが、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	食品循環資源の再 生利用等の保 を 生利 の 受 を 、 第 10条、 第 24条		農林水水 環境 環 電 経 電 経 電 生 労 働 電 生 労 電 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	兵庫県、和歌 山県、鳥県 県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、 食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も 含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状 況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえな がら、全国統一的な観点から実施される必要がも管国による実施 が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
975	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律に 基づく権限の広域連合へ の移譲	食品循環資源の再生利用 等あの促縦性に対し入検査・ が最および動音の広域 ・命令に係る事務・機を求めるは ・原係の事務・機を求めるは ・原係のすべてが複数ある場合 ・運発のすべてが場合に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再 性料用等の促進条, 関第10条第24条第1 項から第3項		農林水水產省省 環境 環境 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子 電子		C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
978	基づく報告・立入検査・勧	なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道 府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指 導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそ れがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を 都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置 することが必要である。	食品循環資源の再 生利用等の促進に 対用等3法律第8条、 第24条		農林水產省省大產省省大產業人工	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き回よる実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。
776	資源有効利用促進法に基 づく権限の都道府県への 移譲	事務所への資源立分検療 原本の資子の資源立分検療 の資子の大の大の を大いての機構 を、必まのより、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでいるでいるでは、 のでいるでは、	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、活動による効果】 「設定による効果」 「設定による効果」 「設定による効果」 「設定による効果」 「設定による効果」 「設定による効果」 「設定によるが展別である。」 「設定によるが開発では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	法第11条、第13 条、第16条、第17 条、第19条、第20 条、第22条、第23 条、第32条、第32 条、第33条、第35 条、第36条、第37		経済産業省 済産業 財務 遺厚生土 大 大 国 国 土 本 、 農 本 、 、 、 、 、 国 国 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	兵庫県、徳島県		同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、 指導 助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲すること は困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業精造審議会等の意見を 聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求 められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の 標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を 踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
368	言、報告徴収、立人検査 の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理 化に関する法律に基づく 指導・助言・報告、数行後収及び 立入検査性限として、希望する都道府 県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのつとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「「再生可能エネルギーの音及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行つているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー停用の合理化が大幅に進むことが期待される。【効果的な取組みよすることができる。【効果的な取組みようととで、より効果的な取組とすることができる。	エイルヤーの使用 の合理化に関する 法律第6条,第53 条,第60条,第67 条、第87条	福岡県提案分	経農国警庁財科第 業産通金省文章 業産通金省文章 業産通金省文章 第名省名、 、環境 省省 省省	九州地方知事会	C 対応不可	平成25年11月22日付けで、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲	①事業者から申請のある 「総合効率化計画」の認 定、2認定事業者からの 報告徴収、③認定の取 消、④特定流通業務施設 の基準適合の確認事務に ついて、移譲を求める。	当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。 そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。 なお、国の自己仕分付にて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が「き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、旧25年の各省の検討においては、流通業務施設が所管すべきと考える。また、旧25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置心必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。	流通業務の総合化 及び効率化の促進 に関する法律第4		国土交通省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省省 ()	神奈川県	C 対応不可	1. 国際競争力強化に資する基幹的な物流ネットワークの形成を置点的に図っていくことは、国際的・全国的な見地から実施していく必要があるため、国はよって実施されることが適切である。日本再興戦略が高まっているというで、大きな関係を表し、国は、アストラーので、大きなでは、大きなでは、日本ので

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
18	る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国の承認が、必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	【制度改正の必要性】 市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。 狛江市の玄関つである狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備 北市の玄関つこいでは基盤の整備も進んでいない。 狛江駅の再開発事業を検討する中で、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも1つであるが、住民発意による地区計画の設定や特別用途地区を設定し商店を呼び込み、狛江独自のまちづくりを推進することもできると考えている。 【制度改正の内容】 建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をしていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整など市民との協働の時間に活用したい。			国土交通省	狛江市	C 対応不可	本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができることとした規定である。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであちい、石土交通は、建築物の最低限の基準を例的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまない。
786-1	建築基準法における特別 用途地区等内の建築物に 係る市町村等条例による 制限緩和の際の承認権限 の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項 中「地方公共団体」を「市 町村」に改めるとともに、 法第49条第2項及び第68 条の2第5項中条例により 建築基準法の規定による 副限を緩和する際の「国土 交通大臣」の承認を「都道 府県知事」の承認に立め る。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわい、土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわいし態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同議)で足るととされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での対象を指摘を経済が、特定行政庁である都道府県が拡設官に反しない観音に展しない。 を製造官に反しない。			国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳 島県	C 対応不可	(第49条第2項関係) 本規定は、特別用途地区の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補完し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することができることとした規定であるところ。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたあるため、気力を開始に、は整物の最低限の基準を例外的に緩和するものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと示しているところ。

管理番	提案事項			TELINO YEAR	7 - N. /#=======	制度の所管・	######		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
786-2	建築基準法における特別 用途地区等内の建築物に 係る市町村等条例による 制限緩和の際の承認権限 の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市地方公共団体」を「市町村」に改めるとされ、法第49条第2項及び第68条の経済を関しまり、建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道、位別集知事」の承認に改め、	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的財富等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。			国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳 島県		(第68条の2第5項関係) 本提案は、すでに過去の議論(平成20年の第2次勧告の議論)において結論が出ていると本知している。なお、過去の議論においては、本規定は、地区計画の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補完し、当該区域の特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するために必要と認めるときは、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を終和することができることとした規定であるところ。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指づべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと示しているところ。
787	建築基準法における伝統 的建造物群保存地区内の 型築物等に係る市町村条 例による制限緩和の際の 承認権限の都道府県への 移譲	市町村の条例により建築 基準法の規定による制限 を緩和する際の「国土交通 大臣」の承認を「都道府県 知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都直が原知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審議を経ながら、特定行政庁である都道府県小法の設督に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。また、景観重要建造物である建築物に対する制度の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和と示談する二ととし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	建築基準法第85条の3		国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島	C 対応不可	建築基準法第85条の3の規定により、伝統的建造物群保存地区内においては、伝統建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している伝統的建造物以外の建築物を含む1周囲の環境を対象として、市町村の条例で定めらもた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合は、国土交通大臣の承認を得て、条例で建築物に係る制限の緩和を行うことができる。一方、建築基準法第3条第1項の規定は、国宝、重要文化財等として個別に指定又は認定された建築物単体について建築基準法を一律適用除外としているものである。これらを踏まえ、法第3条第1項の規定が個別の建築物を対象とするのに対して、法第8条の3の規定では、本来は建築基準法を一律適用除外として、法第5条の3の規定では、本来は建築基準法を一律適用除外として、法第5条の3の規定では、本来は建築基準法を一律適用除外として、法第5条の3の規定では、本来は建築基準法と一律適用除外として、法第5条の3の規定では、本来は建築基準法と一律適用除外として、法第5条の3の規定では、本来は建築基準法を含めて、例外的に制度と扱和可対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割して、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を例のに続和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはなじまないと考える。なお、伝統的建造物群な特定する建築物が、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条項、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに限るべきであることを申し添える。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
78	無や構造方法などの構造 方法等の認定権限の都道 応用への移譲	超高層建築物や大規模な 建築物等における特殊な	・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・・ ・・・・・・・・・・・・・・			国土交通省	兵庫県	C 対応不可	構造方法等の認定は、申請ごとに異なる内容の構造方法等について個々に審査し、認定するものであるが、申請される構造方法等の内容は多岐にわたり、かつ、高度な検証が必要であるため、認定の判断を行う主体が異なる場合が生じ得ると考えられる。 具体的には、構造方法等の認定に当たっては、高度な検証による性能評価機関を指定してこれを行わせているところであるが、都道府県知事が性能評価機関を指定してこれを行わせているところであるが、都道府県知事が性能評価機関を指定してこれを行わせているところであるが、都道府県知事が性能評価機関を指定して生能評価を実施させ、これに基づき奢音・認定を行う場合、試験方法等の高度な検証の実施方法や評価基準について都道府県ごとに差異が生じ、結果的に認定に差異が生じることが想定される。 建築基準法は、全国一律に適用される建築物に関する最低の基準を定めるものであり、国民の生命・財産等の保護を図る観点から、国土交通大臣が全国統一的に認定を行うことが必要であり、権限委譲は認めるべきではない。
33	自校分とあわせて他校分 の給食を作る場合(いわゆ る親子方式)の給食施設 に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(へ)欄2項及び(と)欄2項「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの」に「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	【提案の内容】 学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能い会裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響は少ないと考えます。 【制度改正の必要性及び現行制度で対応関難な理由】本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能の割理は場合、現場で調味を関する親子方式が、既存施設の有力活用や餐費の軽減などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域では建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築野可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られずに不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	建築基準法48条別	別紙あり	国土交通省	八幡市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。

管理番	提案事項	h., - W		1515-1 6 45	11 (11	制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
602	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようにする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制度建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならないとある。このような手続きに関しては、時間がかなり必要となり、また、建築の許可もおりるとは限しないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支障事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来たしている。			国土交通省	宮津市		本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)の議論)において結論が出ている。なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配送等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。
397	延べ面積が1万㎡を超える 建築物等に係る建築主事 の事務の権限移譲につい て	「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事	利便性が同上する。	建築基準法第97条 の3第1項、2項 建築基準法施行令 第149条第1項		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	延べ面積が1万㎡を超える建築物については、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいところ、東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の地方公共団体と比べて極めて多く全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建立に大特別区がこれらの事務を実施することはこと、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合には、1万㎡を超える建築物も含めて建築主事がその事務を行うことが出来る)。 また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている事務の負担の軽減については、東京都と区の間で適切に協議されたい。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
394	延べ面積が1万㎡を超える 建築物等に係る特定行政 庁の事務の権限移譲につ いて	4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事	縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の 際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減 や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、 利便性が向上する。	建築基準法第2条 第1項第35号、同法 第97条の3第3項 建築基準法施行 第2条の2第2項、同 施行令第149条第2		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	お示しの内容では、求める措置の具体的な提案内容が不明瞭であるが、延 べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限について は、床面積の大きさ、その構造の複雑さ等から審査の事務負担が大きいところ、東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の助 東京都(特別区内)においては、1万㎡超の建築物の建築件数が他の助 はが増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことに対する根拠が不明確である。 このため、建築主となる民間事業者等への影響等を勘案すれば、都の建築 行政の責任者である知事が特別区の体制等について確認に同意することなし に、特別区がこれらの事務を実施することは妥当ではないと考えている(建築 基準法第4条第2項及び第3項に基づき、都道府県知事の同意を得た場合に は、1万㎡を超える建築物も含めて特定行政庁がその事務を行うことが出来 る)。
45!	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の 実施(高規格幹線道路以 外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工等の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、パイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法12条		内關府、国土 交通省	神奈川県		直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に開議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地ズ公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
460	許認可等(高規格幹線道	直轄国道に係る許認可等 に関する権限を都道府県・ 指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、パイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	道路法32条		内閣府、国土交通省	神奈川県	D 現行規定 により対応可 能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。
61		昨年12月20日の政府の 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」 する見直し方針について」の開議途・河川国地では、 所属とかる場合では、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く間きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その長意を反映しやすいものなるとは、許短可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。地域の実情を踏まった地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時務と含めて通路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。	道路法第12条(国 道路新設及は改 道案が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 が、第13条(国 で 第13条(を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	別紙あり	国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要 鋼(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次動情の方向性に沿っ たものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月 より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個 別協議の整ったものから移譲を進めているところであり、引き続き個 別協議の整ったものから移譲を進めてよいりたい。 なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といっ た基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川 の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
700	複数都道府県に跨る直轄 国道 : 河川に係る権限の 移譲	する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直 轄国道:河川の全限移 はついて、国本道作成 力整備点との個別協議が進められた。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 が表した。 がある。 については、 がある。 がある。 の関道とのでは、 がある。 では、 がある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	【制度改正のメリット】	他の管理)、河川法		国土交通省	大阪府	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に開議決定した「事務・ 権限の移譲等に関する見直し方針について川に沿って、地方分権改革推進要 編(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿っ たものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月 より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個 別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といっ た基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川 の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。
829	複数都道府県に跨がる直 轄国道:河川に係る権限 の移譲	昨年12月20日の政府の同 「事務・権限の移譲与いて 「事務・権限の移譲与いて の開議道では の開議連定が についた についた についた についた についた についた についた についた についた についた についた のに についた についた についた についた についた についた についた についた についた についた が移でいて についた にのる にのる にのる にのる にのる にのに にのに にのに	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県、政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く間きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許短可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨があるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	道の新設 2 は 国 2 は 国 2 は 国 2 は 国 2 は 国 2 は 国 3 に 国 3 に 国 3 に 国 4 に 国 5 に 国 5 に 国 5 に 国 5 に 国 6 に 国 6 に 国 6 に 国 6 に 国 6 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に 国 7 に る 8 に 係 2 に 係 3 に 原 6 に 係 5 に 係 5 に 係 5 に 係 6 に 条 に 係 6 に の		国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進委員会第・次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議を整づたものから移譲を進めてまいりたい。なお、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
69	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	維持管理費は、個別の箇に 係み上げるのでは、 係み上げると 所に保る所要額を、 財政需要額を、 財政需要額を、 東費になった。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	【現状】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)に対する意見」にて言及しているように、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支する費用について歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財政措置を講じること、事業費に応じた交付税措置を請することにより、従前と同様の管理水準を確保することを財提に行うことを求めているところ。 【支障事例】 移管路線の維持管理に関する措置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、交通量も多く、都市部の特殊性等から、従前の管理水準を確保するための所要額が措置されない可能性がある。 【制度改正の必要性】まずは、開議決定に基づく交付税措置に関し、維持管理に関する所要額が確保されていることを判断するため、移管路線における、現状の維持管理に係る費用の提示を受ける必要がある。	地方交付税法第10 条普通交付税の 額の算定)、第11条 (基準財政需要額 の算定方法)等		内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定 により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に 調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する 見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持 管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、 基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」として、適 切な財政措置を講ずることとしている。
761	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管 理権限の移譲及び維持管 理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築 すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】 道路・河川のインフ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体して各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く開きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくいが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなるとともに、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 【改正による効果】 「改正となる。 「改正による効果」 「改正となる。環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条 第 13条、河川法第9 条		内關府、国土 交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に 調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する 見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持 管理費に係る財政措置については、従来から地方道や二級河川等の維持管 理費については地方交付税により措置されてきていること、維持管理費に係 る直轄事業負担金が廃止され管理者負担の考え方が徹底されたことなどか ら、地方交付税による措置としたところであり、新たに維持管理費に係る交付 金を創設することは考えていない。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
82	承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公 営住宅財産の目標を について、事後報告とする ことにより補助金等に係る 予算の執行の適正化に関 する法律等が あったものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が損雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の人居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅以は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続きの書へ出することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	補助金等に係る予 算の執行の適正化 に関する法律第22		国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに、平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。公営住宅制度の邀告1目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は住宅に困窮する低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。一方で、従来の「駐車場の外部開放」については、上記のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。
836	公共下水道の設計者等の 資格制度の条例委任につ いて	する場合の設計者及び工 事の監督管理者、維持管	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	下水道法第22条		国土交通省	三鷹市	C 対応不可	公共下水道・流域下水道の設計、工事の監督管理を行う者に必要な資格要件、及び公共下水道・流域下水道の維持管理を行う者の資格要件については、下水道法第22条に基づく政令で規定されていますが、これらの要件は、特殊な技能が不可欠なこれら業務に着目し、必要最低限の資格(学歴・実務経験年数等)を定めているものであり、近提案のように地方公共団体の人員配置等の観点から、地域に応じて差異を設けることができる性質のものではありません。 地方公共団体の人員配置等から資格者の確保が難しいという点につきましては、外部の人材を活用する手法として例えば、維持管理について包括的民間支託(民間事業者が下水処理場の運転操作等の維持管理を行うもの)の方式で民間事業者に委託する方法(下水道管理者側で、資格者を配置する必要はない。)等があり、実際に一定の地方公共団体で活用されているところですので、ご検討頂ければと存じます。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
928	補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】、県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	先導的都市環境形 成促進事業費補助 金交付要綱		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	本事業の目的は都市における先導的な環境対策のモデル支援を行うことにより、その成果を他の地域へと普及促進していくことであるところ、モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きさ故に支援しづらい取組については、引き続き国が実施すべき役割であると考えている。
92\$	補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道	震対策緊急促進事業補助 金について、都道府県へ 財源・権限を移譲し、都道 府県から市町村や民間事	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(い わゆる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり か、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分 権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助 対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事 業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 展に賞するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消にな る。			国土交通省	埼玉県	C 対応不可	耐震対策緊急促進事業は、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は防災・安全交付金等への上乗せ補助、補助制度が整備されていない場合は国による直接補助を行うものです。 上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものであり、地方の実情に応じて補助対象や補助率等を自由に設定できるとともに、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化していることから、財源・権限の委譲にはそぐわないものと考えます。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
930	都道府県を介さない国の 補助金(いわゆる「空飛ぶ 補助金」)について、都道 府県への財源・権限の移 譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネストセミネスス拠点整備事業、スマートウェルネス上を等推進表別のような、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助象、補助率等を地方の数量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理句】 「地方移管を求める理句】 県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	スマートウェルネス		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	スマートウェルネス拠点整備事業は、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づき、住宅団地等における併設施設の整備を支援するものであり、現行制度において地域の特性や実情を反映した支援を実施しているところである。 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な取組に対して支援するものであり、住宅・福祉の専門家によって先導性の選定された取組みの成果を全国へと普及促進していくことを目的としている。したがって、国が引き続き支援を行っていくことが適切であると考えられる。
93:	都道府県を介さない国の 補助金(いわゆる「空飛ぶ 補助金」)について、都道 府県への財源・権限の移 譲	約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりが、国による地方への通便な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまづくひどの施策は、都道府県の関与を強め、補助業験、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県の関与を強め、補助業、権助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県・が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県小ら市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため	集約都市形成支援		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・低炭素まちづくり計画推進事業及び立地適正化計画推進事業は、低炭素まちづくり計画及び立地適正化計画の策定が前提とされている。これらの計画は当該地域の実情に精通した市町村が、地域の課題やニーズを精査した上で作成するものであり、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことは可能である。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
932	補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都 市安全確保促進事業費 助金交付要で、 都道府県へ財源・権限を 移譲やは、都間が県から市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に受行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図るととによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振見に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 「地方移管を求める理由】地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。	都市安全確保促進 事業費補助金交付 要綱		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において、 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の 継続を図ることは、我が国の経済の牽引役となる大都市の安全・安心の確保 と国際競争のの強化を図る観点から、地方公共団体や民間事業者等だけで なく、国策として国も取り組む必要がある。 ・都市再生安全確保計画及びエリア防災計画は、国と関係市町村、関係民間 事者がならず、関係と関係参加する都市再生緊急整備協議会及び 帰宅困難者対策協議会で作成されており、現行の仕組みにおいても地域の 特性や実情を反映したまちづくりは可能である。
933	補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道 府県への財源・権限の移 譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業 について、都道府県へ財	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(い かかる「空飛ぶ補助金)」は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり か、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分 権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助 対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事 業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 ついては、「空飛光補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 関に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を 反映できない。	民間まちづくり活動 促進事業交付要綱		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・普及啓発事業は、先進団体が実施している民間まちづくり活動の普及啓発を、都道府県にとどまらず広く全国的に展開する必要があるため、国が先進的な取租を行っている民間事業者等が行うその他の地域への普及啓発事業に対して支援しているところである。・社会実験・実証事業等は、補助対象者が作成する民間まちづくり計画に記載された事業内容について支援をするものであり、補助対象者は市町村に指定を受けた都市再生推進法人、市町村単位で組織される法定協議会又は民間事業者等であるところ、都市再生推進法人や法定協議会は地域の又は民間事業者等であるところ、都市再生推進法人や法定協議会は地域の写情、精通した市町村との密接な連携が図られるものであり、また、民間事業者等は民間まちづくり計画の作成について市町村と協議することとなっていることから、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことは可能である。

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
3.	ス・タクシー事業)の許認 可等の地方運輸局から都 道府県への移譲 地域公共交通確保維持改 善事業費補助金(バス路 線維持に限る)による助成 事務の地方運輸局から都	する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業 付限る)に は、バス路線維持に限る)に よる自動車運送事業に対する助成について、地方	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体の事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を果たすべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等的社場は、法的に様々なケースが想定され専門的な知識や経験を有する職員の育成をする必要があることから、移譲におたっては、ソウハウの総集、人材育成支援など人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。	条、11条等 地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱第2 編第1章に係る補助		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、地力公共団体の体性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性あるが組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。
15.	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地 方運輸局から都道府県へ の移譲	2以上の都道府県にまた がる路線を除き、道路運 送法に基づく許認可等の 権限を都道府県に移譲す る。		道路運送法第4条、 9条、9条の二、9条 の三、15条		国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間パスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域か生体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークを実現するなど、地方公共団体が表頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
26	旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地 方運輸局から都道府県へ の移譲 地域公共費補助会(バス路 報業持等の地方運輸局 成事務の地方運輸局 都道府県への移譲	動車運送業に関する助成	〈路線維持健保のための補助事業について〉 (制度改正の必要性等)/、公路線の新設、廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。 このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許少部の心を明の所での方集をはたが、史際的になった」とまた中の前のでの方を無いたが、とのではいて、とまた中の主義にできません。	第1、4·4、2、3、5 項、第15条の3第 1、2、3項、第19条、 第19条の3、第21条 の3、第21条。 項、第22条の2 項、第22条の2 項、第22条の2 第22条。 第35条、第36条 第35条、第36条 第1、2項、第4 2項、第20条 地域公共交 等84条、第86 第44条、第48 地域公共交 等84条、第84 第44 第44 第44 第44 第44 第44 第44 第44 第44		国土交通省	埼玉県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間パスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する関点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先親して立つて持続可能な共交通な大変通、メットワーク実現するための実効性ある整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。
40'	事業の運行許可権限の地	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法事業に会ない正し、運合・ はい一部ではながそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行から可権限を地方運動輸高的区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これからの高齢者人口の増加や子育で世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。現在、運行地域に関わらず、路線へを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法は支ぎ・砂燥会旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの選挙状況が分からないなめ、広報誌への掲載手続き等の住民への周知に関する事務の行為からないなめ、広報は一般を等のの関策に関する事務の一済に、効率化を図るたいで、定しているところである。こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施しているところである。	道路運送法第4条		国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間パスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体化なって望ましい交通ネットワークの形成を実現する場点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに保る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って「持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性の再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。

管理番	提案事項			.=		制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
54	市町村運営有償運送(交 通空白輸送)の路線を定 める義務の廃止なは過市町村を追加ならびに自家用 有償運送(市町村運営有 運送(市町村運営 (選送)の用途に旅行者の輸 送を追加	輸送について、路線を定めなくとも可能とする。 めなくとも可能とする。 過疎地有償輸送につい て、実施主体に市町村を 追加する。 また、用途に旅行者の輸 送を追加する。	【制度改正の必要性】 市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的なドア・ツー・ドアのサービスを行うことができない。追聴地域有償運送については、運営主体は「特定非営利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過疎地域においては、健常な高齢者向けにドア・ツー・ドアのサービスを行いたいが、採算性の問題等で商工会などの参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者は当該地域内の住民等に限定されているが、自家用車を持たない旅行者にも過疎山村を訪れていただく機会を増やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。 【求める措置内容】 ついては、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路後を定めたくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきめこまかな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。	道路運送法第78条 第1項第2号、通路 運送法第1項第2号、規 49条第1号、2号 等等一個送經 49条第1号、2号 管高 50 49条第1号 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		国土交通省	愛知県	E 提案の実 現に向けて対 応を検討	市町村運営有償運送(交通空白)について、デマンド輸送を行う場合の事務 の簡素化について検討する。 また、旅客の範囲の拡大については、「自家用有償旅客運送の事務・権限 の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ (H26.3.20)を踏まえ、一定の条件の下、旅行者の運送を可能とすることにつ いて検討する。
325	過疎地有償運送等自家用 有償旅客運送の実施に係 る要件の緩和	過疎地有償運送等自家用係有償旅客運送の実施にルー有價旅客運送の実施にルールについて、道頂第5号のただし書きが承をとして、配する事業者を除いた市町村が承交通事業者を除いた市町住民の合はこの限りではない、とするよう規制を緩和。	【現状】 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。 事前8年の道路運送法改正により自家用有償旅客運送が制度化されたが、次の支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。 [支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。 [支障事例・効果】 ①過疎中角償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運営協議会で協議が調っていない場合、自家用有償旅客運送者の登録を拒否することされているが、運営協議会は実質的に利害調整の長となり合意形成が困難②「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」において、対価設定について、実費の範囲内であること、営利目的としていると認められない妥当な範囲のであることとし、具体的には、当該地域におけるタウシーの上限運賃の2分の1の範囲内であることを目安とされているが、資金の脆弱な運送実施上体では採算性確保されない等、不合理なケースが存在する。ついては、過疎地有償運送の実施にあたっては、運営協議会における合意形成要件を廃し、採算性を考慮した対価設定を可能にする等、市町村の責任、裁量による事業実施ができるよう要望する。 【更に制度改正が必要と考えられる根拠】「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の円温をはないるが、特別の保護を可能にする等の表が表して、利害調整ではなく関係者間の認識の共有により合意形成の円、場合に支する雰囲気がたられることを徹底すべき」とされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。	道路運送策59号、規 の4第1項送策59号、規 が第51条の語。 第51条の音。 第51条の音。 第51条の音。 第51条の音。 第51条の音。 第51条の音。 第51条の音。 第51条 第51条 第51 第51条 第51条 第51条 第51条 第51条 第51条 第51条 第51条 第51条 第51 第51 第51 第51 第51 第51 第51 第51		国土交通省	萩市	C 対応不可	有信で旅客を運送する場合には、道路運送法の目的である輸送の安全の確保及び利用者の利益を保護するため、バス・タクシー事業の許可を取得する必要がある。しかしながら、過疎地など、バス・タクシー事業では生活に必要な輸送が確保されない場合については、自家用自動車を使用して有償で運送を行うことができることとしており(自家用有價旅客運送制度)、その導入に際しては、①バス・タクシー事業によることが困難であり、かつ、②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であることについて、協議会(都市保工は市町村、バス・タクシー事業者、住民等が構成員)において合意していることを要件とすることにより、関係者間の適切な役割分担及びこれによる法目的の確保を図っている。このため、協議会の合意要件を廃止することや、協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除外することは困難である。また、自家用有價旅客運送は、バス・タクシー事業によることが困難な地域における運送であり、非営利であることを前提としていることから、運送の対価についても「実費の範囲内」としている。

管理番	提案事項			In the state of the		制度の所管・		各府省からの第1次回答		
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答	
575–1	小規模旅客自動車運送事 業の事務・権限を地方運 輸局から都道府県知事等 に移譲	に係る事務・権限を都道府 県知事等へ移譲し、必要 な規制総和を行う。 ①過歴地域等の小規模な 地域交通需要に対応する ・ 近域で通常を ・ 近域では、 ・ 近域では、 ・ 近域では、 ・ 近域では、 ・ 近域では、 ・ 近域では、 ・ では、 ・ では、	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認道を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保労選準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権服移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家用有價旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されむり、地域の小規模公共交通の確保という親点から、地方が一体的に処理する必要がある。現行の旅客自動連送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過速地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録しますべきである。地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたところであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、		国土交通省	長野県	C 対応不可	①については、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワーに保る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立ってドラインに、大きない、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	
575-2	業の事務・権限を地方運	に係る事務・権限を都道府 保知事等へ移譲し、必要 な規制総和等の・別規模 地域交通無事でのがはする の現代での定員・10人以下 ・規制総加まるで自員・10 ・規制総加まる定自は ・規制総加まる定自は ・大郎による旅客権限を 地方に移動。 ・位方に移たって、事業実施 の「許可」を「整数変更」等へと規制を ・経動である。 ・経験である。 ・と、 ・と、 ・と、 ・と、 ・と、 ・と、 ・と、 ・と、	【現行制度】 大規模広域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車	道路運送法第4条、		国土交通省	長野県	C 対応不可	②については、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間パスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地公共交通ネットワークに保る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が大頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	

管理番	提案事項			In the call A sec		制度の所管・	10		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
575–3	輸局から都道府県知事等 に移譲	に係る事務・権限を払適要 ・特別を持ている。 ・特別を通常を持ている。 ・特別を通常を持ている。 ・特別を通常をはいる。 ・特別を通常をはいる。 ・特別を通常をはいる。 ・特別をはいる。 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は	道路運送車面の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 (制度改正の必要性) 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という親点から、地方が一体的に	道路運送法第4条、 道路運送車両の保 安基準第50条		国土交通省	長野県	D 現行規定 により対応可 能	③については、平成26年3月18日に、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5トン以下のものについて、ワンマンパスの構造要件の適用を除外し、平成26年4月1日より施行したところ。したがって、現行規定において対応可能と考えているが、今なお特段の障壁となっている基準があれば、最寄りの運輸支局等にご相談いただきたい。
47	大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画 家定時又は補助採択時に 建設を了承したものは大 臣の施設認定は適用除外 とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨 港地区内に存することが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申 請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 別紙のとおり 【制度改正の必要性】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業 スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2~3ヶ月を要することとなっている。このため、 港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。 〈適用除外すべきと考える理由〉 現在、港湾能設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者としては施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も規定されるのが実情である。 港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に 素与するものと考える。	港湾法第2条第6項		国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェンク機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該認定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

管理番	提案事項	h., =		In the call A sec		制度の所管・	10-1-01		各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
303	港湾施設に係る国土交通 大臣の認定の一部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨 港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままでは港 湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工 事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管 理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。 臨港地区への指定については、埋立てた(土地となった)後、原則として地方 港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づく臨港地区の特定手続きが必要となり、加えて埋立竣功後面積と字界が決定しないと 指定できないため、完成から臨港地区への指定(供用開始)まで多大な時間 を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣 の港湾を施設に係る認定申請をした方が、迅速な供用開始ができる。 このため、国土交通大臣の認定が必要とされているもののうち、国の機関に よる直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設 した施設については、既に光密施設としての条件が認められたものとして、あ らためての協議を不要としていただきたい。 協議が不要となれば、認定申請のために必要とされる埋立竣功書類に係る 事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程 度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。			国土交通省	福島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該認定の迅速、海施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該認定の迅速、出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。
597	港湾施設に係る国土交通 大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続きを行うことは、事務的にも二度手間であり、廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があったところではあるが、当該見直しは、従来よりも早い段階で指数認定手続きを開始するというものであり、上述のように前段階で了承されているものについて、申請することは二度手間であることに変わりはなく、事務的な負担がある。また、義務付け・枠付けの第4次見直しにより、標準処理期間は事前調整2月、申請後1月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。			国土交通省	京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(概覧や公告等)を経ないこととなるもか、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が傷別ないととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該設定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
810	国土交通大臣の同意権限 の都道府県への移譲及び 国への届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾 区域の新設、変更につい意 一次国土生空加大臣の同主 を記述を求める。 ・都道府県に移譲 ・都道府県管理の地方港 湾の港湾区域の新設、通 更にあたっての国土交通 大臣への田土を廃止する ことを求める。	【現行】 国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾 区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ ならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更について は国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】 新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団 体の議会の議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されて いるものである。 【改正による効果】 この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大 臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を 図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	港湾法第4条第4		国土交通省	兵庫県、京都 所、大阪府、 徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進計画の議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県和事の認可(4条4項)に関し、重要港湾及び避難港に係る認可は、同意を要する協議とし、その他の地方港湾に係る認可は、事後報告・届出・通知とする。」とされており、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)において措置している。なお、平成21年当時の「重要港湾」は、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第9号)により、「国際戦略港湾」、「国際拠点港湾」、「重要港湾」に分離されている。
811	定する権限の国土交通大 臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内 にない施設を港湾施設と みなすためには、港湾管 理者が単に国土交通大 臣が認定する必要がある が、元の認定を都里があるが、元の認定を都道所県へ 移譲することを求める。	【現行】 港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区内にない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から葡萄所県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	港湾法第2条第5項、第6項		国土交通省	兵庫県、大阪 府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付けの第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととに場合、臨港地区の指定手続(縦覧や公告等)を経ないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保する方とととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該設定の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付けで通知を行っている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
62	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広境連合の構成関係の事務・権限(広徳連合体の移政制度) 大田東は除くの名談を表している。 主業は除くの移譲をはなる認定を受けた団体等がは、ないでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で接え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞの観光圏を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSA」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など・東門における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。		(参考) 一定エリア内にお ける複数の観光圏 相互の連携や効果	国土交通省 (観光庁)	関西広域連合	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に制造したが表した。場合は、25年中に即りまとめる見直し方針に記載するとされていたとってある。その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携して実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要が流型観光の取組を保進するため、観光庁において一元的に実施する必要がある。事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 閣議決定)には記載されなかったところである。
830		観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域 連合の構成所県市が実施 連合の構成所県市が実施 連合へのも観光ので、広域連 主体である観光ので、広域連 を受けた団定とのは、従来 の国の認置の支援(旅行 の国の問題置の支援(旅行 の特例措置で支援(旅行 また、広域連 等はの特別者の特別 第1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のプランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	「観光圏の整備による観光旅客の来ば る観光旅客の現在 及び滞在の促進に 関する法律」「 第8条第3条 開製を備実施計画の 認定)		国土交通省 (観光庁)	兵庫県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圏整備実施計画の設定事務」に各の移譲は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載するとされていたとろである。その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るため、平成24年度に破正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 閣議決定)には記載されなかったところである。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
508	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャパン地方連 携事業)の国から都道府 県への移譲	現在、国と地方が連携して 実施している国際観光振 関の事務(ビジット・ジャパン地方連携事業)について 移譲することで、都道府県 の広域連携の取組として 実施できるようにする。	大川で土体CUに組織寺C、性未振典寺の肥東でロこつかり省技に建携する 報道広川が単独で連携主体にたることで、東要者の利便性が下川地域の中様	・外国人観光旅客 の旅行の容易に等 の促進による国際 観光振興に関する 法律 ・観光光圏の整の未 記 が 設 が 記 が 記 が ま を の に よ は に よ り で の と 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、		国土交通省 (観光庁)	神奈川県	D 現行規定 により対応可 能	本案件は、既に過去の議論(平成25年の「事務・権限移譲等検討シート」に係るとアリング)において結論が出ていると承知している。なお、ビジット・ジャパン地方連携事業については、現行の制度においても、自治体の申請によって、民間を主体とした組織等と都道府県が連携主体となり、国の介入ないに実施することが可能である。そうすることで、事業者の利便性やとり地域の実情に応じた連携(他の企業・団体との橋渡し等)が可能と考える。また、国が介入する場合においても、事業実施にあたっては、国と地方自治体、観光関係団体、民間企業が相互に連携して事業を予め計画した工で実施するものであるため、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されるものではないと考える。
458	生総合事業豊雄助全の国		の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の 執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、	性化及び再生に関する法律 地域公共交通活性 化・再生総合事業 交通活性 化・再生総合事業 地域公共交通活性 化・再生総合事業		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金は、すでに平成23年に廃止されている。

管理番	提案事項					制度の所管・			各府省からの第1次回答
号	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	関係府省庁	提案団体	区分	回答
47	地域公共交通確保維持事 5 業補助金の国から都道府 県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者 に対して交付している地域 公共交通確保維持事業補 助金に係る事務等を都道 府県及び市町村に委譲す る。	地域公共交通確保維持事業補助金における交付申請の受付等の事務を国 が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行う ことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきた	性化及 (は (は (は (は (は (は (は (は (は (は		国土交通省	神奈川県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について)(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域的主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保との方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が売頭に立立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備することとされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。